

令和3年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和3年9月7日（火曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11名）

1番 春日 仁 君	2番 大池 俊子 君
3番 上條 倫司 君	5番 百瀬 昇一 君
6番 新居 禎三 君	7番 大月 民夫 君
8番 百瀬 章 君	10番 小林 幸司 君
11番 小出 敏裕 君	12番 福澤 倫治 君
13番 三澤 一男 君	

欠席議員

9番 竹野 入恒 夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君 書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。竹野入恒夫議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

出席要求者の笹野代表監査委員から欠席届が出ております。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可が必要となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、大月民夫議員、8番、百瀬章議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いします。

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項「山形村の豊かな農地は守られているか」について質問してください。

上條倫司議員。

（3番 上條倫司君 登壇）

○3番（上條倫司君） 議席番号3番、上條倫司。質問事項「山形村の豊かな農地は守られているか」。

山形村の畑の表土の黒い土は、落ち葉が積もり、腐葉土となりできた土です。山沿いの畑の黒い土は1メートル以上の土の層になっています。松本に近い野尻地区になると、黒い土層は40センチくらいに少なくなります。そういう畑は、乾燥に弱く、根の張りのよい太い作物になりにくいのです。赤土だけでは作物は育ちません。黒い土は作物を作る上で大切な土なのです。

そこで、風食対策の原点に戻りながら、今後の風食対策について質問します。

①村長はなぜ山形村風食防止対策検討委員会を設立したのか。

②平成30年・31年度に風食防止対策検討委員会を開催し、風食防止の対策を検討しただけで終わってしまったのはなぜなのか質問します。

③私は、風食は災害だと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

④風食対策の進捗状況はどのくらいと考えているのか。

⑤今後の風食対策の方向と方法はどのようにしていくつもりなのか。

⑥令和3年第2回議会定例会において、小林議員の風食対策の質問の答弁の中に、農家が風食防止が目的とは言えない事例もあると言っていました。具体的にどういう趣旨なのか教えてほしい。

⑦山形村気象情報システムのその後の精度の状況は。

⑧役場への風食による土ぼこりの苦情はあるのか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えいたします。「山形村の豊かな農地は守られているか」についてのご質問であります。

最初のご質問の「なぜ、山形村風食防止対策検討委員会を設立したのか」についてですが、山形村の悪いイメージの1つが山形・朝日・塩尻の洗馬地区から春の強風による風食であります。風食の防止対策は大変難しい課題であります。耕作者・行政・土地改良区などが共通の問題意識を持つことが必要だと考え、それぞれの立場から防止対策を考えていただくために検討委員会の設置をいたしました。

次に、2番目の「対策を検討しただけで終わってしまったのはなぜなのか」についてであります。検討委員会は風食対策に関わる様々な課題について検討をしていただき、緑肥麦類の播種効果、寒天の搾りかすの散布、先進地の視察などを行いました。中でも、全国に先駆け風食注意情報システムの構築など、風食の見える化を行いました。検討委員会の解散後は産業振興課の農業技術者連絡協議会で、風食に関わる様々な情報交換を行っていただいております。

次に、3番目の「風食は災害だと思うが、どう思うか」との質問であります。例年、春先に中信地区の南西部で発生しております風食でありますので、単なる自然現象による災害だからでは収まらない課題だと思います。これから10年、20年先の地球規模の温暖化など、自然環境の変化にも対応できる、産業としての農業にとっても大きな課題だと思います。

次に4番目の「風食対策の進捗状況についてはどのくらいと考えているか」との質問であります。数値目標に沿って進められているものではございませんが、耕作者・改良区・JA・行政などがそれぞれの立場で現状と課題について共通の認識を持つことがまず第一歩だと思います。

次に、5番目のご質問の「風食対策の方向・方法は」についてであります。数年前までは春先の風物詩であり、仕方がないと思える方が多かったように思います。最近では耕作者の方も農業にとって大きな課題だと考える方が多くなってきたと思います。大変難しい課題でありますので、それぞれ知恵を出していただき、また、国県などとも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、6番目のご質問の「風食防止の目的とは言えない事例もあると聞いたが、具体的にはどういうことか」についてであります。風食防止対策事業、緑肥の購入費の補助金であります。平成25年から購入費の10分の10以内の補助に見直され、農家の皆さんへ周知を図ってまいりました。おかげさまで、この制度は年を追うごとに周知が進み、令和2年度の決算においては300万円を上回る状況で毎年予算が増えている状況であります。こういった状況を踏まえて、制度の周知の目的は達成されているものと判断し、補助制度を見直す時期を迎えているのではないかと考えています。

また、議員のご質問にありました「目的以外の事例」として考えられますのが、風食発生前の時期にすき込んでしまう事例や、風食防止対策にならない時期での播種の事例であります。現行の補助制度のルールが曖昧でありますので、来年度以降、農家の皆さんに分かりやすい様なルールの改正も必要になると考えております。

次に、7番目のご質問の「山形村気象情報システムのその後の精度の状況は」についてであります。現在、山形村気象チャンネルで1月から5月の間、提供しております風食予報に関しましては、令和2年度の風食発生的中率は45%でありました。数値だけ見ればまだ半数を下回っている状況ではありますが、令和元年度の的中率が21%でありましたので、格段に向上している現状であります。

次に、8番目のご質問の「役場への風食の苦情はあるか」についてであります。今年令和3年1月から5月までに入っております苦情は数件ございました。内容につきましては、電話やメールで寄せられております。

どれも厳しいご意見ばかりであります。少し変わった意見もございました。今年2月、新聞やテレビ報道を見聞きして寄せられたもので、今回は明らかに山形村が起因の風食ではないのに、山形村方面などと全国で放送された。「風食＝山形村」と悪いイメージを持たれてしまう。もっと村は、山形村だけの問題ではないことをアピールすべきだ」などという意見も寄せられております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 山形村、最初と最後は悪いイメージというところで、風食というものがかなりの頻度を占めているところからスタートしているということです。

「山形村はいいところだけれども、土ぼこりがね」という声も聞いたりしたのですが、まともに土ぼこりが来る地域とそうではない地域があるわけですが、大変だなと思うわけですが、必ず土ぼこりを減らしていく方向を模索しながら進めて行ってもらいたいと思うわけです。

そういうイメージを改善していくということは、村の大切なところだと思うわけです。今のところ、取り組み始めてから何年も経つわけですが、なかなか進んでいかないというのは、村長としてはどう考えているのか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 具体的な施策といいますか方法といったものがなかなか見つからないという現状であります。

先ほど申し上げました群馬県太田市へ視察に行ったときの事例を見ますと、太田市の場合は改良区がなかなかそういった問題というか、地域のまとめ役みたいなことをされていると思うのですが、木枯し紋次郎の原作のモデルになったという地域でありますので、非常に春先、風が吹くという場所でありながら、今はあまり見られなくなりました。一緒に議員さんも行かれたのですが、向こうの役員の方の言葉ですと、こちらのビデオを見ていただいたときの感想が、「この風景はうちの30年前、40年前の風景だ」という言い方をされていました。

では、なぜ今、風食が減ったかという点、1つには宅地化があり、もう1つは施設園芸の雨よけハウレンソウが大分浸透している。それと、作物が春先の早掘りのごぼうを作っており、それがごぼうの早掘りをするために麦を……まく。それと、低木なのですが垣根を作るということもあって、その4つぐらいが大きい理由かなと感じてきました。

ここの地区の風食につきましても、例えば防風林を1本、2本作って、それで解決するというものでは当然ないわけですし、防風林であったり、麦の播種であったり、施設園芸のビニールハウスが増えてくるとか、いろいろな風食防止に関わる現象というものが複数あって、それで全体として効果が上がる。そういったことが考えられると思います。

前回は申し上げましたが、この問題については、右岸土地改良区でも実際に被害が出ているということですので、その後の6月下旬だったと思うのですが、県からは土

地改良区連合会の会長さんが見えましたし、国会議員でも土地改良関係の国会議員の方も見えた折に、改良区としてもそういった現状の説明をさせていただいたという経過がございます。

全体として、この地区の共通の課題だという受け止め方は少しずつでも進んできていると思います。それが大きな動きになってくるかはこれから見ていかなければいけない課題だと思いますが、この地区を挙げての共通の認識の下に、この地区の共通の大きな課題だという認識で取り組んで行く。そんなことが一番大事だと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 太田市は1つのモデルになると思うわけですが、昔から風食で困っていたということで、垣根を作る風習というか、畑のところどころに飛ばないよにという心が木を植えさせたと思うわけです。

山形も畑が広いわけですが、大変いけないのは畝灌です。春先、水路が風食によってどうしても埋まっていってしまう。土地改良区が関係してくるわけですが、その対策というのが、土手に除草剤をかけて草をなくしたりしてしまうので、崩れてきて、土が覆いかぶさって水路をふさいでしまうことが至るところで起きるわけです。

全体を通していく中で、土地改良区、農業改良の連絡協議会、農家、いろいろな人を合わせて組織を作りながらやっていかないと、役場の職員2、3人で風食対策をしろと言っても、なかなか難しい。そういう会を作って、徹底させることは徹底させていくという方向を探っていくと、職員1人か2人で種の段取りをしているというのではなかなか難しいと思うわけですが、そこらのところはどうお考えなのか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員から今ございましたとおり、行政だけで決してできる問題でもありませんし、この問題の基本的というか、一番元になる、言ってみれば主役ということだと思うのですが、誰がこの一番核になるかという、農業生産者だと思います。

私、行政がどれだけ役割を果たせるかという中で、日ごろ感じておりますのは、行政は主役である場合と脇役である場合が当然出てくるのですが、こういった問題などは特に行政はあくまで脇役であります。主役は農家の皆さんであります。それと、土地改良区、農協。それを全体に連携をしていくという仕事は行政がやるべき仕事だと。そういった役割分担をきちんとするという、それぞれの組織が何をしなければいけな

いかということ認識する。そんなことが一番大事だと考えております。

議員ご指摘のとおり、行政としては、つなぎ役をどんなふうにするか。そのことを考えるということだと思っておりますので、またそれぞれの組織においても協力をお願いしたい。協力という言い方がいいかどうかはございますが、行政がやらなければいけないことというものをもう一度考えるということだと思っております。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） 今、村長さん、主役は農家だということですが、農家の人が先頭を切ってやりましょうと言う人は多分いないと思います。主役は農家であっても、旗振り役というものは行政がやっついていかないと行政が投げ出したようなことになってしまうと思うわけですが、どう思いますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） おっしゃることは全くそのとおりだと思います。ただ、土地改良というものの基本的な考え方ではありますが、普通というとな変ですが、村でいろいろ行っております事業の中で、事業主体という言い方になると思うのですが、例えば村道を改良するという場合には事業主体は山形村ということになります。例えばこの広大な農地も事業主体は土地改良区が、県営事業は県が主体になるのですが、それを担っていたのは土地改良区の皆さんで、先輩の皆さんもそれぞれ山形村、右岸土地改良区の山形事業所の役員をされていた方のご息子さんもおられますし、そういった先輩の方が先頭に立って、汗を流してきたというのが現実だと思います。一番、古くはなりますが、土地改良の関係では黒川堰の土地改良区だと思います。黒川堰も当然行政ではないわけでありまして、そこに住んでいる皆さんが先頭に立っている。

現在は、そんなことができるかという話ですが、それは無理だとは思いますが。今はそれぞれの組織があります。改良区という組織も既にありますし、農協という組織もあります。行政はそういった組織の中で、産業として山形村の農業がこれからどう発展していくかということを考える。それが行政の役割だと思います。

言われるとおりだとも思いますが、観客民主主義というのですかね、行政がやることを遠くから見ているという姿勢では動かない。そういう問題だと思っております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 種を撒くのは行政ではなくて、確実に農業者であると思うわけですが、役割分担で、旗振り役を村でやってもらわないと、村のイメージをよくしていくことで始まっているものですから、行政の旗振り役というものをしっかりやって

いってもらわなければいけない。

土地改良区は土地改良区で、最初に風食から始まったものではなくて、土地を改良して、いい畑を作って、いいものを作りながら、日本の発展のために農家も頑張ってもらいたいという、大きく言えばそんな形になると思うのですが、後から風食という問題が出てきたわけです。

村のイメージをよくするということからして、確実に旗振り役をしていってもらわないと、農家が全部やるということになると、銭も時間も、みんな農家にお願ひしますという形になってしまうものですから、やりやすいように、農家が種を撒きやすいように、条件整備をしていくのが村の役割だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 言われることはよく分かりますし、そのとおりだと思うところもございませう。ただ、現実の話として、山形村の行政がどこまでできるかという、当然限界はありますし、行政としてなぜこれに手をかけているかという、農家のためということも当然あるのですが、一番は、先ほども申し上げているとおり、山形村のイメージが低下して、「山形村はいいところだけれども風食が、砂ぼこりが」という話がございました。

それはどういうことかという、山形村の宅地としての不動産の価値が下がっているということでもあります。ということは、山形村全体の資産が、試算するとどうということになるか私も詳しいことは分かりませんが、何億円かがそれで下がっていることになっているのだらうと思います。

それと、先ほど申し上げましたが、地球温暖化の問題がございませうので、これから何十年後か先にこの場所が九州と同じ気温ということになりましたら、冬も12月から風食が始まるという時代がすぐそこに来ているかもしれない。それで持続可能な農業ができるかということでもあります。自分たちの子や孫が、この場所で農業を続けられるかどうかにかかっているということ認識してもらおう。これは役場というか行政が受ける痛手以上に、農家の皆さんが受ける痛手の方がはるかに大きい。そのことも認識していただかなければいけない問題だと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） 上條議員。

○3番（上條倫司君） 村の役割が何をしていくかということだと思うのですが、主役は農家だ、旗振り役を必ずやっていってもらわないと進みようがない。農家をまとめるという、自分の畑だけだったらいいですが、全然、風食に対して無頓着な人もいた

り、いろいろな人がいるものですから、行政が呼びかけをして、方向を向かせていくという形を取っていかないと、どうしても農家は、ただ個々で、個々になるということとは風食が防げる方向に行かない。

ぜひ一肌脱いで、始まったのは行政からの声かけですので、そこのところを、土地改良区とかいろいろあるわけですけれども、農家から土地改良区にこうだなんてことは言えないわけです。行政という大きな立場から、そういう話をする組織を作ってもらって、そのくらいの対策をしていかないと、なかなか多くの人に風食という意識を持たせるだけの、ただ農家一人の声では無理ですので、行政から言っていくことが一番最良の策だと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、土地改良区というお話が出ました。私も土地改良区の理事をさせていただいておりますが、昔からの慣例で、山形、朝日については、村長が理事になっております。そのほかに理事・監事の方が数名、農家の代表として当然、組合員から出てきております。

そういった役員の方もいるわけですし、定例的な会議もありますので、土地改良区自体も、先ほどの話ではないですが、今年の春は特に雪が少なかったこともあって、浚渫を終わった水路がまた土ぼこりでいっぱいになったという経過もあって、かなりこれから大変なことになったという認識を持っております。

山形村の土地基盤整備が行われてきた経過もそうですが、そこには国県の予算がついて初めてできてきたことだと思います。この風食の問題も、国県の予算が入らないと、かなりの規模の予算が要る大きな仕事になると思いますので、そういった働きかけについては行政がしっかりとやらなければいけないと思っております。

一番の問題は、農家の皆さんが風食を防ぐ方法を一番分かっていると思いますので、こんな方法、こんな方法というアイデアを出していただく。そういったことをしていただくのが大事なことだと思います。村もそうですし、県の普及所の関係もそうですが、それぞれの機関がそれぞれの仕事をするのが一番大事だと思っております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 農家も麦をまいて、風食という意識の下で取り組んでいる人が大半。ほとんどの人がそういう気持ちでやっている。そういう中で、こんな方法という言える場を作ってもらわないと、ただ個人でやっているだけになってしまう。まとめ役である行政がしっかり旗を振って、「いいことやってるで、こういうのどうだ

い」という形で取り組んでいてもらいたいと思うわけです。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 村長も言っておりますが、大きな枠組みでの取組、最終的には一番核になるのは農家の皆さん一人ひとりの心がけかと思われま

すが、本当に些細なことではあります。風食に限らず、例えば自分の畑の土地の土をしっかりと管理をするとか、そういった細かい取組からまず農家の方たちにはしっかりと取り組んでいただいて、先ほども答弁にありましたが、風食防止に係る麦の事業、そういったこともできるだけ効果的な時期に取り組んでいただく。

ここについては、村も明確な取組のやり方というものをしっかり示していなかったということを反省点として持っておりますので、そういったところもしっかりルールを明確化しながら、まず農家の皆さんにしっかりと取り組んでもらうということをし、しっかりこちらからは発信していく。その上で、大きな取組、国県の事業、補助金がないと取り組めないという部分につきましては、大きな取組としてやっていくこともこれからは必要になってくる。それぞれがと村長も言いました。それぞれが頑張っていて、全体の取組としてやっていかないと、なかなかなくなっていかないのではないかと感じております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 農家も工夫しながらやっているわけですが、100%土を飛ばさないということは無理ですが、30%、40%、50%土が飛ばなくなれば、これはいい方法だというふうになると思うのです。それには空っ畑がなくなればいいのですが、太田市の事例を見ても、作る作物によって変わってきたと。このごろ、ニンニク栽培とか出てきたり、そういうふうにするものを変えていくということも大事だと思うわけです。

それと、ロータリーをかけて年越しをしていくという風習みたいに自分の気持ちの上で整理をしているわけですが、そのところがロータリーをかけっぱなしだとどうしても土が軽くなって飛んで行ってしまふ。土手の高い農道を、道が低い土手の高いとか、畑の高いところの農道を進んで行ってもらえれば、春先に土の出ているところは対策をしていないとか、土が飛んでいくような形になっている畑の施し方だと思うわけですが、そういうところも係の人がちゃんと見てもらって行ってもらいたいと思います。

どうしても、本来なら3月の幾日まで麦をまいたところはロータリーをかけてはいけないという決まりのようなものがあったのですが、それだと春先、ロータリーを2回かけなければいけない形になりますので、年内に麦を軽くロータリーをかけたりとか、そういうのが今、大分見えてきた対策だと思います。土が飛ばなければいいという、100%飛ばなくするには、作物があれば飛ぶわけがないのですが、そこらのところを行政としてはどうしても旗振りをしてもらわないと。農家がいいことをやっているのを広げるのも、行政がやってもらわないといけないと思うわけです。

そのくらいの力が行政にはあると思いますので、どうかひとつ旗振りを、上手に振ってもらおうということが、農家は主役ですので、こういうことをやれと言われればやると思います。それを浸透させていくのは行政の力で「こういうことを言っとるで、みんなやろうじゃないか」という話になるような組織を作ってもらいたいと思います。そうでないと、横の連携は何もないという今の状況ですので、そこらのところをぜひ取り組んでいってもらいたい。

普通の農家が土地改良区に話をするなんてこともできませんので、そこらのところを、役員がやっていることですので、そのために骨を折ってもらいたい。そうすることによって、山形村のイメージがよくなっていくと思いますので、どうかひとつ、よろしくをお願いします。

以上、質問は終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 質問終了ということでよろしいですか。

以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。50分まで休憩します。

休憩。

（午前 9時42分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時49分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） 質問順位2番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項「全世帯を網羅した『自主防災組織』の再編成要綱の制定

を！！」について質問してください。

大月民夫議員。

(7番 大月民夫君 登壇)

○7番(大月民夫君) 議席番号7番、大月民夫です。よろしくお願いいたします。

自主防災に関しましては、これまで複数回にわたり、不安材料や今後の展望につきまして、この一般質問の場で議論をさせていただきました。これまでを総括しますと、「地域のコミュニティ意識の高揚と区、連絡班への加入促進になお一層努めます」で締めくくられる。それ以上、具体的な方向性に今までは結びつけることができませんでした。

しかし、昨年来からのコロナ禍の感染防止策で、村の行事はもとより、区や連絡班単位のコミュニティ活動のほとんどが自粛となり、その終着点もまだまだ見出せない状況が続いております。仮に、コロナ不安が沈静化される日がいずれ来たとしても、コミュニティ活動が以前どおりに全てが復活するかは賛否が分かれることになろうと思われまますし、ある意味では慎重であるべきだと思われまます。

そんなコミュニティの沈滞傾向が続くと思われまます今後の時代背景を考慮しまして、これまでと重複する質問内容が主流で誠に恐縮ではございますが、いま一度、自主防災組織の展望論議に臨ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

自主防災組織は、災害時の具体的な対応と協力体制の確認訓練を繰返し繰返し実践しております。しかし、組織の基盤が区並びに連絡班加入世帯のみで構成されている実態は否定できず、年々弱体化しつつある組織力を考慮しますと、隣近所で支え合い、助け合うという自主防災組織の本旨を体することへの不安が否めません。

過去に類を見ない自然災害の猛威におびえる昨今、自主防災に関する村民ニーズは、組織力強化に向けた具体的な目標の設定と、新たな行動を望む声が強まっております。

全ての世帯を網羅した自主防災組織の再編成の指針を示す要綱の制定を再度求めたいと思います。その上で、要綱に基づき、各地域に見合った手法を織り込みながら、新たな自主防災組織を自ら構築する、村民のボトムアップ力を発揮する方向性を目指しながら質問をさせていただきます。

初めに、生活様式や価値観の変化等を背景に、コミュニティの希薄化が進みつつあると言われておりますが、区や連絡班への加入状況を伺います。

まず、現時点での区や連絡班への加入率を伺います。

続きまして、近年での加入率の推移状況を伺います。例えば10年前、20年前、30年前と現状の比較などをお聞きできたらと思います。

以上、組織力の変貌状況チェックのため確認をさせていただきます。

質問2項目めは、令和2年3月に地域コミュニティ検討委員会の皆さんから提言をいただきました防災協力エリアの構築事項につきまして、関係機関で対応協議が推進されておりましたら、経過を中間報告でも構いませんので、お聞かせを願います。

次に、全ての世帯を網羅した自主防災組織の再編成の指針を示す要綱の制定についてですが、近隣世帯で編成願ひ、安否確認体制の構築並びに被害状況の把握を主目的とした骨格編成とし、細部については各地域の実情に合わせ、近隣住民が自ら手作りで運用内容を決定する手法が私は望ましいと思われまふ。要綱制定に向けた検討着手の可否を含め、所見をお聞かせ願ひます。

終わりに、新たな自主防災組織編成後は、村へ登録届を提出願ひ、防災意識の高揚感を一律に高める見地から、登録されました全ての世帯に、再編成スタート記念品の進呈を検討願ひたいと思ひます。ライトつき防災ラジオなどの防災グッズを進言したいと思ひます。所見を伺ひます。

以上、通告に基づきました質問といたします。よろしく願ひいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員の質問にお答えをいたします。「全世帯を網羅した『自主防災組織』の再編成要綱の制定を」というご質問でございます。

まず1番目のご質問にあります「区や連絡班への加入状況と加入率の推移」であります。連絡班全体の3月末時点での数値であります。20年前の平成13年の加入率が91.97%、10年前の平成23年が83.01%、本年令和3年が67.62%となっております。区への加入状況につきましては、加入率としては把握していない状況でありますので、連絡班ごとに違いがあると思ひます。総じて、年々減少傾向にあります。

次に、2番目のご質問の「地域コミュニティ検討委員会から提言のあった防災協力エリアの構築の対応・協議の状況」についてであります。コミュニティ検討委員会から提言をいただきました役の見直しや連絡班の統合については、徐々にではあります。が進んでいると判断をしております。防災協力エリアの構築につきましては、区長

の会のほか行政区画審議会、あるいは防災会議で協議・検討をしていただく計画でありましたが、まだ現状では進んでいない状況であります。

防災協力エリアを構築していく上では、連絡班未加入者への対応が非常に大きな課題であります。住民の防災に対する意識づけが重要であると考えております。

昨年度は、ハザードマップを作成し、地域防災計画の見直しを行いました。今後は各区からのご意見を伺いながら、方向性を定めて、地域の理解を得て進めていくことが必要であると考えております。

次に、3番目のご質問の「自主防災組織の再編成の指針となる要綱の制定について」であります。安否確認体制の確保、被害状況の把握は災害発生時の自主防災組織の活動における最優先の項目であります。

現在の自主防災組織は、区長さんや評議員、公民館分館役員など、地区の役員によって構成されており、自主防災組織で行う安否確認の対象者は連絡班に加入されている方のみとなっております。大月議員のご提言であります自主防災組織の再編成というのは、連絡班加入・未加入に関係なく、近隣世帯で班編成をし、各地区の実情に合わせて住民自ら運用内容を決定し、また再編成の指針となる要綱を策定してはどうかというものと思います。

安否確認は、連絡班の加入・未加入に関係なく行われるべきだと思いますので、まずはこの再編という課題について、区長さんを中心に自主防災組織や地域で話し合っただけが必要だと思います。その上で、各区からのご意見を伺いながら方向性を定め、要綱制定の必要性を含め検討して地域の理解を得ながら進めていくことが必要だと考えております。

次に、4番目のご質問の「自主防災組織の再編成に伴う記念品の進呈について」であります。最近全国的に大規模災害が続いておりますので、住民の皆様の防災意識は年々高まっており、ご家庭で様々な防災用品を備える方も多いかと思っております。記念品の配布については、まずはこの自主防災組織の再編という課題を地域で話し合い、検討をしていただいた上で、防災ラジオも含めてどのようなものが適切か考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 一連の今の答弁をお聞きしておまして、前向きに行政から「こういう要綱を作るから皆さんで」という、そこまでは今一歩かな。区長さんを中心に、もう少し村民の意向を念のため確認してからスタートかなという、そんな印象

を受けましたものですから、そんな現状の段階を認識しながら、もうちょっと議論をさせていただきたいと思います。

まず、コミュニティの現状と今後についてですが、今お話しいただいたとおり、この20年間でかなり連絡班の加入率が激減している。この加入率の問題は、山形以外のどこの地区もいろいろ課題というか問題点は皆さん同じで、近隣と比べて山形の加入率はどうかと、そんな議論をしても全く意味がないのですが、ただ1つ言えるのは、20年間で90何%が60%まで落ちたということは滅多にないのではないかなと、私は思っております。

それぞれいろいろな要素がありますし、山形の特徴もあろうかと思しますので、それはまた後ほどお話しさせていただきますが、これまで地域コミュニティ検討委員会は、入れ替わり立ち替わりもあったものですから、数多くの皆さんに参画いただきまして、徐々にではありますが、今、村長も若干申し上げておりましたが、改革的措置が少しずつ講じられてはきております。ただ、まだまだ流れを変える大きなうねりを生み出すまでには至っていないのが実情かと思われま。

特に、当村は居住地と勤務地が異なる、要は会社勤め世帯の世帯比率が近隣に比べてかなり高い特徴もあろうかと思われまますが、地域活動や自治会に必要性を感じにくくなっている。そんな皆さんが、これはいい、悪い別にして、実態として、年々増加の傾向にあると言わざるを得ません。

今までの長い歴史もありますから、一気に自治活動路線に転換を図るということはやらないことは重々承知しておりますが、村民の皆さんからのいろいろな意見を集約しますと、少なからず、行政の役というのはいろいろ手を加えてもらっていますけれども、あとは公民館、JA組織、あるいは地域のお宮とかお寺、その組織も含めてなのですが、長年にわたって継承されてきている風習としまして、担当役員を各連絡班単位に振り分けている。役員選任も連絡班に一任している。ある意味では非常に効率のいいやり方なのですが、それは正直言って見直しの時期に来ているかなと私は思います。

一気にやれないということは先ほど申し上げたのですが、ある程度、組織の活動内容を極力シンプルにする努力とか、運営に関わるスタッフがどれだけ必要なのかとか、そのスタッフをどう頼むとか、そういった見直しというのを各組織で、徐々にでもいいですけれども、そういうことを協議するスタートの時期に来ているのではないかなと思います。何らか動かないと、このままにすると、60%を何とかキープしてい

ますが、もっともっと大変な時期が来てしまうのではないかと危惧をしております。

この件につきましては、今回の議論のメインではございませんので、地域コミュニティ検討委員会の皆さんによる審議も一定の節目を迎えた今日、コミュニティ活性化に向けた行政サイドの今後の取組に向けたスタンスだけでもお聞かせいただければと思います。簡単で結構です。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ただいまのご質問ですが、行政で、特に長部局の村長直轄のところはある程度といいますか、改革を指示すればできるわけですが、例えば今出ておりました公民館、JAであったり、また地域の生活の中に結びついておりますお宮であったりお寺であったりといった、生活していく上で今まで長い歴史を持っている、そういった役についてはなかなか難しいものと、それが要するに常会、連絡班と直結しているという組織でありますので、地域社会がこれを行政が外科的な手術みたいなことをするとすれば、地域が壊れる可能性も十分あるというところでありますので、非常にリスクも大きいことを感じております。

しかし、手遅れになってもいけないですので、その辺は本当に、ある程度リスクを抱えながらも、やらなければならない課題だと認識をしております。またそれぞれのご意見を伺いたい重要な課題だと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願ひしたいと思います。あともう一点つけ加えますが、総合計画、今、第5次ですが、その中でも少しコミュニティに関する指針は示されておりますが、現状の総合計画を見ますと、具体性に欠けた、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、精神論という印象は否めないと思います。

本年度から来年度にかけて、お骨折りにいただきます第6次総合計画の審議に際し、コミュニティに関しましては、主要施策の一環として具体的な施策を盛り込む、そんな努力をぜひお願ひしたい。そして、内容を村民にアピールする。そんなお願ひをしたいと思いますが、総合計画に向けてということで、そんなご要望に答えていただけますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 今、議員ご指摘のとおり、第5次総合計画についてはコミュニティにかかわらず、総合的に抽象的な部分が多いかと思ひます。ただ、総合計画なものですから、どこまで具体的に書けるか。そういったところはこれから策定

委員の皆さん、審議員の皆さんにもご協力をいただいて知恵を出していくところかと思しますので、参考とさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 結構長期間の審議になりますので、いろいろな意見もあろうと思いますが、様々な意見を聞き取るようなご努力をお願いしたいと思います。

次に、防災協力エリアの構築について、残念ながら進んでいないというご答弁をいただきました。その中で、連絡班未加入世帯への対応に苦慮しながら先に進めないというお話があったのですが、どうなのでしょう、どうすれば進めるというか、一応投げかけというか、それなりの組織への投げかけは今後されていくと思うのですが、そうは言っても、これは去年の3月でしたっけ出したのねコロナで大変な時期でもあるのですが、それなりの審議、協議は進めていただかなければいけないと思いますが、未加入世帯のハードルだけで先延ばしというのはちょっと納得がいかないのですが、いま一度、この辺をお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今ある連絡班とまた違う組織といいますか、そういったものを作るということでありまして、そこには自治的な組織ではなくて、行政から単なる枠組みを定めてということだと思いますが、一番のネックはそのグループといいますか、その班の長というのですか役員、それが要らないとすれば比較的楽なのですが、その代表者みたいなものを誰かにお願いするとなると、またもう1つ役が増えるということだと思います。この役を作るという、これが1つのネックになっております。

地域支援員のような、そういった事務をやる方を行政でお願いをして、そういったところの面倒をみんな見てもらえるということだと前へ進むと思うのですが、一番のネックは誰が責任者かという、その組織がまだイメージできていない、そこだと思いますが、そんな状況であります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） この件は今後に期待をしておりますが、今日の質問の本題の要綱の関係に移らせていただきますので、よろしくをお願いします。

現状のスタンスは、先ほど申し上げたとおり、もう少し区長さんとかいろいろな皆さんに民意を吸い取ってもらった上でという、慎重姿勢という感じを受けておりますが、冒頭申し上げましたとおり、これまでの一般質問の場で、自主防災組織の強化策は何回か議論させていただきましたが、その都度「区や連絡班加入促進に向けて最大

限注力していきます」という正論によって生み出される方向性に終始してきております。多分、今日もそうだと思います。

あえて私、正論のご回答と申し上げましたのは、新たに作る防災会最優先の考え方というのは、ある意味で自主防災会に加入したから区や連絡班には入らなくていいという理由づけを肯定しかねない要素かなという思いもしております。ちょっと考えすぎかもしれませんが。

ただ、正論ではなかなか前に進めないという実態もございますし、防災組織の構築というのは村民の共通の課題という意識は非常に高いのです。具体的な目標を設定すれば、住民は非常に参画しやすくなる。そんな観点から自主防災組織は現状の区や連絡班への加入・未加入のしがらみを取り払って、近隣住民はこぞって新たな組織編成をしてみましょうという方向性でもう少し質問させていただきます。

要綱制定に向けて計画や目標に向けて物事を進めようとするときは、トップリーダーが推進に向けた意思表示を明確に掲げ、その指針に基づいて進める。要するにトップダウン方式。推進に関わる人々がワークショップを繰り返して方向性や多様な意見をまとめながら進めるボトムアップ方式という2種類があるというのが通常の見方なのですが、そんな観点から、今回、要綱制定はトップダウンで、要綱の運用制定はボトムアップスタイルが有効だと私は思われます。

要綱の制定にあたりましては、極力シンプルにすべきと冒頭申し上げたのですが、過去に地域のコミュニティ検討委員会、若干私も務めさせていただいた時期があったのですが、そのときに先進地としてお伺いさせていただきました高森町さんで定められておりました高森町町民参加条例は本当にシンプルで、まず目的、基本理念、あとは行政の役割と住民の役割。これだけを明文化した、非常にシンプルなスタイルでした。

従いまして、今回の提言を推進準備いただける場合は、要綱には先ほど申し上げました現状の区や連絡班への加入・未加入のしがらみを取り払い、近隣住民がこぞって新たな組織編成を行う、そのことだけを要綱として宣言願ひ、新自主防災組織の組織編成規模や安否確認の手法、あるいは安否報告が困難な世帯は誰が確認するか。そんな細かい分担はまさに地域のボトムアップ力に期待すべき、一任すべきと私は思います。

まだ具体的にこれから進めるというわけではないのですが、そんなトップダウンとボトムアップ、先ほど、私の前に質問した上條議員の「行政は旗振り役を」と同じよ

うな内容になりますけれども、具体的に進める場合を想定した場合の今の手法について所見をお伺いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 議員言われますように、今までの解決方法としましては、未加入世帯を加入させることによって自主防災会が防災エリアになっていくという解決方法で対応してきたわけであります。ですが、今言われたように、全くその部分ではなくて、違う方法でという部分に今後については考えていかなければなかなか解決できる問題ではないのかなと捉えております。

そういう面で、今ご指摘をいただいた新たな防災エリアという部分で組織を作っていくという部分、どういう課題があってという部分をこれから対応しながら、新しく、そういうことができるのかどうかも含めて対応していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 新しい視点でということで、少し前向きな方向のご答弁をいただいております。赤羽副村長は、前回私がこの質問をしたときは総務課長で必死に答弁いただいたのを記憶しております。ぜひまたいろいろご尽力いただきたいと思います。

まだ具体的にこう行きましようかと決まっていないところで恐縮ですが、もし進める場合を想定して質問をもうちょっとだけさせていただきます。

自主防災組織の再編成につきましては、例えば村で要綱を出していただいて、区長さんを中心に各常会でそれなりの話し合いをして、やれるところからやってみようという形でスタートしたとしても、地域需要も意識の濃淡もありますから、全村にすぐわっと広がるとは私は思っておりません。下手をすれば3、4年かかってようやくという可能性も十分あると思います。

そこをお願いしたいのが、もしそういうことで再編成、自主防災会をやるのだということになって、そういう編成が済んで、村へ登録願った場合は、年に何回かはどこどこ地区のどこどこ連絡班がこうだ、ああだという講評をぜひ広報などを活用してアピール願いたいと思います。こういうコンパクトな村です。他地域の動向というのは大いに、いい意味での刺激を与える相乗効果が私はあると思いますので、もしそうなった場合、そういう講評をお願いしたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） こういった防災協力エリアの再構築と再編成に限らず、そういう情報については細かにその都度出していければと考えます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願ひいたします。それと、防災意識の高揚感を一律に高める見地から、登録されました全ての世帯に再編成スタート記念品の進呈を検討したいということで先ほど申し上げたのですが、そこで一点だけお伺ひします。山形村地域防災計画の情報の収集、発信の中で、災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定をFMまつもとさんと締結し、いざというときの開局準備を行うと記されておりますが、この締結とか準備、この辺の進捗状況だけお伺ひできますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） FMまつもとさんとの協定締結についてであります。途中までは進めていっております。締結には至っていないわけではあります。現在、実際に災害等が起きたときには、避難所の開設の状況でありますとか、そういったことを放送していただけることにはなっているという状況であります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 分かりました。いざというとき情報は本当にわらをもつかむというのですか、非常に大事な手段であります。先ほど、冒頭の質問のときに、記念品としまして進言しましたライトつき防災ラジオについてですが、これは全国各地の自治体でかなりの勢いで進んでいるというお話を聞いております。

最近、自然災害がかなり甚大なものが多いという影響もあろうかと思いますが、近隣では、大分前からだと思いますが、安曇野市さんがかなりの高率の購入補助金制度を設けられて、普及が着実に進んでいるというお話も向こうの議員さんからお聞きしております。いろいろな種類というのですか、防災ラジオを見ますと、安いのは2,000～3,000円ですが、5,000～6,000円出すと相当な機能のものがああります。いろいろな推奨品があるようです。

そこで、先走った話で大変恐縮ですが、財源についてなのですが、有効な補助制度があればご検討をお願いしたいのですが、もし村費負担の分につきましては、地域福祉基金、今、確か3億円くらいが積み上がっている気がしますが、この活用もぜひ視野に入れていただきたいと思います。

地域福祉基金の基金条例に「山形村の地域における福祉の増進を図る」とあります。隣近所で支え合い、助け合うという自主防災組織の本旨に対する整合性が十分にある

うかと思われませんが、まだ先の話というか、まだどうなるか分かりませんが、そういう場合、こういう基金を活用すること自体の可能性、いいか悪いか、その辺の見解だけ、この機会にお聞きしておきたいです。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 防災ラジオにつきましては、単体だけでの有利な起債、あるいは補助金というものはなかなか今現在のところはないかと思えます。大月議員が言われます地域福祉基金の活用については、全く問題なく使えるものだと考えております。内容等、皆さんのご意見を聞きながら決めていきたいと思えますので、そのときにはご意見を頂戴したいと思えます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） いろいろな面で今後に向けてまだ仮定的な話が数多くなってしまっていて恐縮だったのですが、ある意味では新しい視点で物事を考えようという、そんなご答弁も頂戴しましたので、区長の皆さんはじめ、民生児童委員の皆さん、多くの関わる皆さんの意見もその都度お聞きしながら、今日の議論を参考にさせていただいて、ぜひ前へ進めるような機会を持っていただければと思えます。

最後に、まとめを申し上げます。もし、どなたかでも最終的なご所見を頂戴できればお聞きして終わりにしたいと思えます。

各連絡班それぞれの事情がありますから、一様に申し上げることはできませんが、コミュニティ力が現状ほど深刻ではなかったおおむね十数年前くらい、各地域で取り組みます防災訓練とか環境整備、これに関する区の話合いというのが、実施に関してこうする、ああするという話合いがあったわけですが、そのときの連絡班長さんの発言の中に「防災訓練や環境整備につきましては、連絡班未加入世帯でも参加いただく必要がありますから、うちの連絡班は未加入世帯にも声かけをしております」という連絡班が十数年前ですが、幾つかありました。現状は、そのような声はほとんどなくなってしまっております。いま一度、自主防災会の本質を見つめ直し、地域で行動指針を構築する機会に結びついていければと思えます。

行政は住民に対し、防災意識の高揚感を求める際に、むやみに不安感を駆り立てることは好ましくありませんが、常に最悪の自体を想定したシミュレーションはしておいて対応の周知はしておく責任があるかと思えます。それに伴う訓練も欠かせないと思えます。

村民の命と財産を守る防犯防災に、村民目線でのリーダーシップを全職員の皆さん

の総力を上げていただいて、引き続きご尽力をいただきたくことをお願いして、私からの質問を終わりにします。所見をいただけたら、お聞きして終わりにします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の防災、また環境整備の話に絡めての話でございましたが、今、山形村は混住化が進んで価値観が多様化しているという時代でございますので、職員の側から心構えとして持たなければいけないこととして考えておりますのは、地域の皆さん、村民の皆さんをまず知ると。また、地域の実情を知る。そのことがなかなか、そういった機会という大変ですけども、そういったことを心がけなければいけないということだと思っております。

原点は村民の皆さん、そして地域を知ると。それでどうするかというところがなかなか一步が踏み出せない。いろいろな試行錯誤をしておるわけですが、そんなことでありますので、また議員の皆さんはじめ、何かまたアイデアであったり知恵がありましたらお貸しいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員、質問終了でよろしいですか。

○7番（大月民夫君） はい。終わります。

○議長（三澤一男君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で40分まで休憩します。休憩。

（午前10時27分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時40分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「通学路の安心安全は」について質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。「通学路の安心安全は」について質問させていただきます。

本年6月28日、千葉県八街市では、徒歩で下校中の児童の列にトラックが突っ込

み、5人が死傷する悲惨な事故がありました。この事故現場では、道路と歩道を隔てるガードレールの設置が以前より要望されており、このガードレールがあれば救われた命もあったらと報道されていました。

そこで、村内通学路の安心安全について質問をします。

①小学校などでも交通安全教室が実施されていますが、児童それぞれの通学路においての指導は行っているのかお聞きします。

②村内各通学路では、樹木や雑草などが生い茂り、通行の妨げになっているところもあります。この事例も危険箇所だと思いますが、どのような対応をお考えかお聞きします。

③特に危険な通学路として、朝夕の交通量が多い県道新田松本線、県道上竹田波田線があります。新田松本線は歩道が狭く、歩道の拡張やガードレールの設置の検討が必要だと思います。上竹田波田線では道路幅の狭い箇所もあり、児童の安全対策を早急に考えなければならないと思います。また、長期的な対策としては、村外からの車の流れを変えるバイパス道路の新設が必要だと考えますが、村のお考えをお聞きします。

以上、通告書に基づき、質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問の1番と2番について、教育長、答弁願います。
根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 春日議員の質問事項「通学路の安心安全は」につきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、ご質問の1番と2番につきましては、私からご答弁申し上げます。

1番目のご質問の「小学校などでも交通安全教室が実施されていますが、児童それぞれの通学路においての指導は行っているのか」についてお答えいたします。

児童それぞれの通学路においての個別指導は、特に行っておりません。なお、小学校では、児童が危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するため、生活安全、交通安全、災害安全に関する安全教育を行っております。

山形小学校の交通安全教室の内容について申し上げますと、春と秋の2回行い、右側通行や横断時での一旦停止、手を挙げて左右確認をしてからの横断、飛び出しの注意など、安全な歩行の仕方等について確認や指導をしております。

また、教職員による街頭指導は、年2回春と秋に村内の4か所で登校時に行っていますし、1年生の4月の下校時は担任等が児童と一緒に通学路を歩き、歩行指導を行っております。

なお、安全教育につきましては、交通安全教室などの特別活動だけではなく、各教科等を通じて、自らの命を守る資質・能力の育成を図っております。

次に、2番目のご質問の「村内各通学路では、樹木や雑草などが生い茂り、通行の妨げになっているところもあります。この事例も危険箇所だと思いますが、どのような対応を考えているか」についてお答えいたします。

毎年度、PTAや学校等を通じて取りまとめがされる通学路の危険箇所の改善要望につきましては、通学路安全推進会議を開催し、通学路の安全確保を図るための合同点検を行い、その改善方法について具体的な検討をしております。

ご質問の内容の危険箇所の対応につきましては、支障となっている樹木の剪定や雑草の除草が必要になると思われまますので、該当する土地の所有者や管理者の皆様をはじめ、地域の皆様に剪定や除草等のご協力をお願いしていくことが適当な対応になるものと考えております。また、実際にこうした自主的な対応が取られてきているものと承知をしております。

以上、ご質問の1番と2番につきましてご答弁申し上げます。

○議長（三澤一男君） 続いて、3番の質問について、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 次に3番目のご質問に答弁を申し上げます。「県道新田松本線と上竹田波田線の歩道等の安全対策」についてであります。この県道2路線は松本市へアクセスする主要道路で、朝夕は交通量が大変多い道路ですが、一方で歩行者の安全対策は十分とは言えない状況であります。

先月8月12日には、県松本建設事務所長が来村され、県所管の道路、河川の整備について意見交換を行いました。

県道新田松本線の歩道拡幅については、松本市和田地区の歩道整備が一段落し、今後は和田交差点から山形村の記念碑交差点までの歩道整備について事業化を目指しているということでした。

県道上竹田波田線の整備につきましては、現実問題として道路拡幅等は難しい状況ではないかという見解でございます。

春日議員のお話しのガードレール設置も含め、さらには懸案事項であります県道バイパスにつきましても引き続き県の松本建設事務所と積極的に協議を重ね、安心安全な通学路整備を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 引き続き質問させていただきます。先ほどの教育長の答弁では小学校の交通安全教室で年2回、教師が一緒になって、これは登下校、両方とも、例えば担任の先生なりが一緒になって行っているということでしょうか。ちょっと聞き逃している部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 交通安全教室の関係ですが、街頭指導については登校時に先生が村内の4か所で、その時点で指導をしているという内容になります。

それと、下校指導につきましては、新1年生の4月の段階に担任等が、通学路で保護者に引き渡すまでの間、歩行指導をしている。それが2週間になります。残りの2週間につきましては、保護者のお迎えはないのですが、途中まで歩行指導をして、新1年生の下校のときの指導をしながら一緒に歩くということをしております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 一番確かな交通安全指導は何かというのを考えたのですが、朝夕の登校・下校の時間帯に、しっかり安協なり、学校の先生、教育委員会等と一緒に指導をして学校まで行くと。朝夕の登校時間に合わせる指導というのかね、これが例えば各交差点等で立って見守っているだけではなくて、実際に児童たちと一緒に歩いて、危険箇所はどこかということで、その時間帯で指導していく。これが一番、より安全を確保する指導だと思うのですが、その辺はどう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 初めて1年生になって登下校するという段階では効果的な方法かと思ひます。今年度もいろいろ、議員さんをはじめ民生委員の皆様にもそれぞれ通学路の見守りをしていただいて、大変感謝をしております。

危険箇所と思われるところで児童の見守りをしていただくということは、これもとても大事なことで、子どもたちの成長にも大きな力になるのかなと。登下校の交通安全の指導だけではなくて、違う意味でもとても効果的なことかなと思ひております。

ご質問の、一緒に歩いてその都度通学路の危険箇所を歩いて指導していくということは、1年生の当初のときには効果的だと思うのですが、ずっとということではなくて、長い中ではどんな危険な箇所においても自分の身は自分で守れるという力もつけていく必要があるものですから、効果的な部分とそれ以降の部分というのは分けて考えて行ったほうがいいかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 分かりました。特に1年生は生活にも慣れていませんし、歩いて学校まで行くというのも初めてのことで、1年生に対してはこういった個別に現場での指導というのが有効だと私も考えております。これはぜひ今後取り入れていただくようにしていただきたいと思っております。

樹木等の生い茂りがあって、死角になったり、路側帯を歩けなかったりということも実際に起こっているわけですが、これは各区長さんというのですか、区にお願いをして環境整備等のときに一緒に整備をすとか、それはあくまでも今後高齢化が進んだりして、なかなか各個人のお宅では伐採等ができないという家庭も出てくると思っておりますので、その辺は区なり、またPTAも我が子は自分で守るというのも必要なことだと思っておりますので、PTAにも要請することも必要だと思っておりますが、その辺、どう思われますかお聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今までも地域の皆様で協力して、なかなか剪定ができないとかいった箇所については、地域の中で対応していただいていると思っております。地域力といいますか、地域の自治力の面で、地域の中で対応していくのが一番適当だと思いますかスムーズな対応かなと思っております。

先ほどご提案がございましたPTAの活動ですが、PTAの活動と、当事者といいますか土地の所有者のところで良好な調整がつけられればそれはそれで可能だと思いますが、現状では地域力がいいのかなと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 例えば通学路の道路脇の雑草の整備というのですか、そのぐらいでしたらPTAでも特に問題にはならないと思っておりますので、こういったことも今後必要かなと思っております。

何が一番大切かといいますと、この八街市の事故もそうですし、毎年このような事故はあるのですが、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったというのが必

ず出ます。山形村でも最大限今できることは何かというのをしっかりと考えていかなければいけないと思います。通学時間に合わせた交通指導であるとか通学路の整備といったものやっておけばよかったねということがないように、しっかりとこの辺はプログラムしていったほうがいいのかと、私の考えであります。

3番目の質問であります。目指しているということで、新田松本線は歩道の拡張を目指しておりますということでありましたが、これも待っていてもいつできるかというのがありますので、まずは今、何ができるかということで、ガードレールの設置といったもの、これがなぜ必要かといいますと、昨年、コロナの感染症で小学校が長期休業になりました。その休業明けに福祉文教常任委員会で子どもたちの見守りというのを行いまして、自分も小学校から記念碑の前を通りまして、竹田の方まで一緒に歩きました。歩道の狭さ、私は大人ですので、子どもたちよりも狭く感じますけれども、時折大型車が通りますと、気流の関係でしょうか、車道の方に若干体が持って行かれるような印象がありました。

今現在狭い歩道から子どもたちをどう守るかと考えたときに、私たちが一般的に想像する白いガードレールでなくても、例えば柵のようなものを縁石の上に数か所置いておくことでも、子どもが車道に出るのを防げるのではないかという思いでこの質問をさせていただいたわけです。拡張を待っていると大分かかりそうなので、せめて柵のようなものをお考えいただけないかということでお聞きします。

さらに、この縁石の上を歩くお子さんがどうしてもいらっしゃいます。子どもですので、ちょっと高いところも好きだし、縁石のような狭いところを歩くのも好きな気持ちは分かります。この縁石の上を歩かなくするためにも、柵のようなものを作ると防げるのではないかと思います。その辺はどうお考えかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） まず縁石の上に設置する、ガードレールといいますかポールのようなものにつきましては、実は毎年、山形村の要望を県へ、同盟会とかいうのはまた別に職員担当者レベルで県に申し入れるという機会がございます。

昨年度、たまたま縁石の上にガードポールですとかガードレールといったようなものをつけられないかという要望を上げました。そのときの建設事務所の反応としては、縁石の上につけるにあたって、強度的な問題ですか、縁石にそもそもそういったものをつけられるような強度があるかどうか、それはちょっと検討しなければいけないという回答をいただいて、そのときは要望だけしてきたという形でした。

今年度も実は今月末ぐらいですか、今年分の要望ということでまたお行き会いする機会がございますので、そのときにも「去年のこういう話ですけれども、その後どうですか」という話にまた持って行こうということを今考えているところでございます。

もう1つ、縁石の上を子どもさんが歩くのをたまに見かけるところでございますが、こちらにつきましても、ポールですとかガードレール等を設置すればそういったことも若干防げるのかなという気もしますが、その辺につきましても通学路の安全点検等を通じて、学校関係者の方にも協力いただきながら、何とかそういったことも防いでいけるような行動を取っていただければと私どもはそう思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 今できる最大限の安全対策は必要だと思います。強度と申しますと、要は車が突っ込んできたときの強度とお考えだと思いますが、まず私が歩いたときに感じたのは、風圧によって何となくよろけてしまうような、それを防ぐという効果。それから、ドライバーからしっかり柵が見えていれば、ある程度、注意喚起にもなると思いますので、強度という点で車が突っ込んだときの強度なのか、それともポール自体を立てることによって縁石が持たないとか、そういう強度なのかということもあると思いますが、まずは子どもたちが車道へ出ないような工夫としての柵、ガードなのだとということで、引き続き県にもしっかりと要望していただきたいと思います。

それから、波田線は本当に道路幅は広げられないということで、バイパス道路が望ましいと思いますが、先ほどの答弁はバイパス道路新設に向けてのお気持ちは十分にあるということでもいいのか、1つだけ確認させてください。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） いわゆる竹田バイパスと言われている県道のバイパスですが、こちらも毎年、同盟会の要望事項としても上げていますし、全体的に考えていく中での選択肢の1つであるという認識で、県にもそういった気持ちはお伝えをしております。

ですので、この県道問題、県と話をするときには必ずこのバイパスも話の中に出てきて、どうしようかという話になっていくのですが、決定したものというのは今の段階でないわけですが、そういったバイパスも含めて、今後も協議を重ねていきたいと、今は思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） しっかり県へ要望をお願いしたいと思います。今、何ができるかということですが、ドライバーへの注意喚起を徹底するというのと、実際的には効果があるかどうかというのは難しいところではありますが、グリーンベルト、路側帯の色、緑色に塗ったりとか、最大限できることだけはやらなければならないと思います。その辺、可能な限りできないかということで質問させていただきます。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） このグリーンベルトにつきまして、県道の関係のことでたまたま県へ、このグリーンベルトというのは県道でもやっていただくことができるのかと質問させてもらったことがあるのですが、県としてはできれば、言い方が難しいですが、難しいとかやりたくないというニュアンスの回答がございました。それというのは、1回そういった設置をすれば、薄くなればまた塗るということで、予算的な経費的なことが念頭にあるのかなと感じとしては受け取っております。

その辺につきましても、絶対に無理だと言われたわけでもないものですから、そこにつきましては要望として県に上げていくことは可能なのかなと、そんな気持ちでおります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） いずれにしても村単独でできることではありませんので、県道に関しましてはしっかりと県への要望をお願いしたいと思いますし、一番は今何ができるかということで、子どもたちへの交通安全に対する徹底ということで、できれば保護者も含めて、朝の通学ですとか下校、どうしても保護者の方も仕事をされていたりしますが、できる限り保護者も一緒になって参加できるような形を取っていただき、今現在、最大限できること、これはしっかりとっていただきたいと、私の考えを述べまして、1つ目の質問は終わりにします。

○議長（三澤一男君） 1項目めは質問終了でよろしいですね。

春日仁議員、次に、質問事項2「ハラスメント防止の取り組みは」について質問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 2つ目の質問「ハラスメント防止の取り組みは」ということで質問させていただきます。

令和元年5月、改正労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法が成立し、大企業では令和2年6月、中小企業では令和4年4月から施行されます。この改正により、職

場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

地方公務員においては、原則として民間労働法制が適用されることから、パワハラ防止指針を遵守すること、また公務職場はパワハラ防止における模範となる職場であることが求められております。そこで質問します。

①庁内においてハラスメントの実態調査、聞き取りなどを実施されたことはありますか。

②このパワハラ防止法については、パワハラと業務指導の境界線がどこにあるのかなど、難しい部分があります。定期的な研修会、講座などを実施し、全職員が意識・知識を共有することが必要だと思いますが、村長の所見を伺います。

以上、通告書に基づき、1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「ハラスメント防止の取り組みは」についてのご質問にお答えをいたします。

1つ目の「庁内での実態調査・聞き取りなどを実施しているか」についてでございますが、村の職員に対しては、これまで実施したことはございません。

令和2年6月に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公共団体においては国の指針に基づき、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を講じなければならないとされています。

パワーハラスメントは職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係など、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為と定義されております。このほかにも、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等があると思います。

いずれにしましても、ハラスメントは職員の人権や働く権限を侵害し、職場において職員の能力の発揮を妨げ、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行を阻害することにつながります。

村政の運営に重大な影響を及ぼす障害となることと認識し、職員の勤務意欲を減退させることなく、相手の尊厳を傷つけることを防ぐためにも、相談できる環境づくりや職員へのストレスチェックの実施、ハラスメントに関する正しい知識を得るための

研修会の開催をしていきたいと考えております。

次に「定期的な研修会、講座などを実施し、意識・知識の共有を図ることが必要」とのご意見でございますが、昨年度は職位別に研修会を行いました。主査以下の職員に対しては、自殺予防ゲートキーパー研修を行いました。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人を言います。また、係長以上の職員には「心身の健康を維持し健やかな毎日を送る」と題したメンタルヘルスケア研修を行っております。

一般論として、倫理の欠如は他者の人権や人格を十分に尊重しないことにもつながり、ハラスメントの原因となる可能性があります。様々なハラスメントの徹底した防止を図るとともに、職員がお互いに人権を尊重し、信頼し合うことで良好な職場環境の維持・向上につなげるものと考えております。

今後も職員の研修会の実施などを行い、ハラスメントの防止に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 今回、ハラスメントについての質問をさせていただいているわけですが、実際に庁内である・ないということを聞いたわけでもなく、私自身がパワハラ研修会に出席させていただきましたので、これは庁内でも必要なことだなということで、今回、質問させていただいております。

実態調査等に行っていないということなのですが、人知れず苦しんでいたり、また悩んでいたりということで、気がつく、結局退職ということになってくる実態もあるわけですが、こういった相談を受ける専門の窓口、これは労働組合等に窓口を開設するのが望ましいということも言われておりますが、そういった専門的な窓口を設置し、職員からの悩みや苦情を聞く。そういうことが必要だと思っておりますが、その辺、どう思われますか。

また、直接的な対話ですと、なかなか言いづらかったりしますので、例えばネットですとか、メール等を使って悩みを相談する窓口が必要だと思っておりますが、どう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 村としましては、産業医を村として雇用しているところがあります。そのほかにも保健師をお願いして、相談の窓口となるようなことをしているところでもあります。そういった方たちについては、電話予約というか、総務課を通

してという形になるのですが、対応といいますか相談の窓口として行っている状況です。

そのほかに、県の総合共済組合が行っている電話相談というものもありまして、そこについては特に予約がなくても受けられるという体制にはなっています。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） どこかのタイミングで実態調査等はされたほうがいいのかと思いますので、これは提案させていただいておきます。

先ほど、私、研修会に出席したと言わせていただきましたが、そのとき県内の仲間の議員さんが7名集まってやったわけですが、そのときにこういったパワハラ防止カードというものを使って研修、グループワークですか、行いながらやりました。

例えば、7名でやったのですが、このパワハラ防止カードの中には事例集が12、3あったと思います。その事例を読んで、これが果たしてパワハラにあてはまるのか、「イエス」「ノー」「分からない」ということで、7名がそれぞれカードを置いていくわけです。そうすると、7名が全く一致しないのです。100%一致しないということで、パワハラですとかハラスメントに対する個人個人の基準というのがかなりばらばらですね。

ですので、これは庁内全職員の方が一定の認識というか、同じ認識を持たないと、「これはここまで言ったらいけないぞ」とか、「ここまではいいのかな」とか、いろいろあると思いますが、そういったことが実際の研修、勉強会をしないと共有できないと思いますので、これは係長、課長だけでなく、全職員が共有しなければいけないと思います。

こういった研修会をやってみますと、非常に身につきますし、ただ単なる座学だけですと、なかなか頭に入らない。グループワーク等をしながらやりますと、こんなことがそうなのだということ、全員が同じようなレベルで認識ができると思います。こういった研修会を行ったほうが良いと思います。その辺どう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 議員言われたとおりかと思います。役場としますと、メンタルヘルスの研修会は毎年行っているわけですが、考えられるのはその中にハラスメントについての研修会も織り込みをするなどして、研修会をやっていくことも考えられるのかなと思います。いずれにしても、ハラスメント、パワーハラスメント、セク

シャルハラスメント等の研修会は必要になっていると考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 時間もなくなってきましたので、私が勉強した中でハラスメントの起きやすい職場ということで、ここで紹介だけさせていただきます。

まず、一番、部下・上司のコミュニケーションがない職場。このコミュニケーションというのは、我々の年代としますと、お酒を飲んで、ということ想像されると思いますが、ここで言う、今で言う部下・上司のコミュニケーションというのは、例えば部下の方に、なぜこの仕事が与えられているのか十分説明すること。これがコミュニケーションだそうです。お酒を飲む席でこんこんと訴えるわけではなく、勤務時間内で、なぜこの仕事が与えられているか、十分説明がある。そして、部下からの相談をしっかりと聞くことができるというようなことらしいです。

それから、パワハラ起きやすい職場ということで、慢性的に職務に追われている。残業が多い職場になると思いますが、心当たりがあるようだったら困りますが、仕事に追われていると、なかなかコミュニケーションが取れなくて、職場の雰囲気が悪くなっていくというようなことがあるそうです。

あと1つ、外部との接触がない閉鎖的な職場。そのほか幾つもあるのですが、主だったものはここらへんだということであります。

役場で考えますと、本庁ですとお客さんも来るとは思いますが、本庁以外のところ、幾つか職場がありますので、こういったところは比較的本庁よりも人間関係が難しくなるのかなという感じがしました。

パワハラを防止することによって、何が目的かといいますと、職員の安定、人材の確保ということになると思います。より確かな住民サービス、行政サービスの向上といったことになると思われます。そして、今回は行政側への質問でありましたが、我々議会から行政に対してもパワハラがあってはならないと思います。議会の中でもしっかりと勉強していかなければならないと感じております。

時間にもなります。最後に村長のパワハラ防止に対する、全体を通しての所見等がありましたら、お伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご指摘の質問をいただきましたハラスメントのこういった防止対策につきましては、それぞれの職場環境の中で、働きやすい職場をどうつくっていくかが行政の効率化にもつながる話でございますので、十分このことについても留意

をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） ただいま制限時間の40分を超えましたので、以上で質疑を終了します。以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。

それでは、準備が整い次第、再開します。

ここで休憩します。休憩。

（午前11時20分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時21分）

◇ 福 澤 倫 治 君

○議長（三澤一男君） 質問順位4番、福澤倫治議員の質問を行います。福澤倫治議員、質問事項1「村長の2期目の抱負 人口対策と行財政改革の進捗状況とその進め方について」を質問してください。

福澤倫治議員。

（12番 福澤倫治君 登壇）

○12番（福澤倫治君） それでは質問させていただきます。議席番号12番、福澤倫治でございます。私は今回、2つの質問を村長と教育長にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目の「村長の2期目の抱負、人口対策と行財政改革の進捗状況とその進め方について」を質問させていただきます。

村長も2期目に就任して早や半年が経とうとしております。私が3月定例会で一般質問したとき、人口対策についての答弁で山形村も少子高齢化が進み人口減少の時代を迎え、人口減少とともに予算規模も縮小することも危惧されます。人口減少を最小限に食い止め、もう一度、人口増の村を目指すことが重要だと答弁されました。

その後の答弁で、お年寄りにも優しい村、子育てにも優しい村ということが重要なポイントになると答弁されましたが、その後このことについての施策や進め方についてのお考えがあればお聞かせください。

次に、行財政改革についてであります。同じく3月のときの村長答弁で、全ての

事務事業に行政評価を活用し、費用対効果など、事務事業の廃止や見直しを検討する。また、時代の変化に対応できるよう、役場の職員機構を見直し、デジタル化への対応を踏まえ、職員の能力が十分発揮できるよう組織立った人材育成を行うための行財政改革に取り組んでいくとの答弁でしたが、その後のこのことについての進捗状況についてもお聞かせください。

もう一点、人口増加を図るための施策として、山形村住まいる奨励金交付要綱の第1条の中に、予算の範囲内で山形村住まいる奨励金を交付と明記されております。

また、第5条の奨励金の額は1申請当たり50万円とするとしてあります。本年度は補正予算で1,000万円の予算でしたので、計算しますと20件を見込んでいますが、例えば転入者の新築が多く進んだ場合、20件で1,000万円の予算ですので無限にこの補正を行うかお聞きします。

第1回目の質問といたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 福澤倫治議員のご質問にお答えをいたします。「村長2期目の抱負 人口対策と行財政改革の進捗状況とその進め方」についてのご質問であります。

最初にご質問がありました、お年寄りに優しい村、子育てのしやすい村についてですが、9月から国の機関としてデジタル庁が設置され、地方自治体においてもデジタルフォーメーションの推進が加速化してまいります。スマートフォンやカード決済など、社会全体がデジタル化しておりますので、高齢者の方などが時代の変化に取り残されることのないよう、行政サービスもお年寄りにも親切な対応に心がけることが必要だと思えます。

また「子育てのしやすい村」の実現に向けての取組については、妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援の充実を図るため、子育て支援課に保健師を1名増員し、体制の整備に心がけております。

ここ数年、利用者が増加しております放課後児童クラブについては、トレーニングセンターでも一部児童の分散受入れを行っております。

保育園とふれあい児童館のデジタル化とともに、令和4年度を目標に保護者との諸連絡の利便性の向上を図る取組も予定しております。

次に「行財政改革の進捗状況について」であります。少子高齢化が進む、人口減

少の時代を迎えておりますので、当村においても財政面でも厳しくなることが予測されます。

当村の行財政改革を進めるにあたり、特定非営利法人のＳＣＯＰに行財政改革を行うため、現状の分析業務を委託しております。１１月に報告のあるこの分析結果をもとに、当村の行財政改革の優先順位など具体的な検討を各課横断で行う予定であります。

次に「住まいる奨励金は転入者の新築が多く進んだ場合、無限に補正を行うのか」というご質問でございますが、人口減少対策の一環として本年４月に新たに要綱整備をいたしました「山形村住まいる奨励金」は、要綱により令和７年３月末までの期限付きの制度であります。令和７年３月までは家を新築され転入される方への奨励金制度は継続し、人口の社会増に繋がればと考えております。ただし、世の中の経済状況や近隣市村の状況など総合的に判断をし、細部についてはその都度検討し、必要があれば見直しもしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○１２番（福澤倫治君） 先ほど村長の行財政改革の関係について、１１月をめぐりに特定非営利法人のＳＣＯＰをお願いしてあると。その結果を見ながらまたこのことについては質問してまいりたいと思いますが、行政というのは必ず予算の査定のときに費用対効果というのをやっているはずだと思います。これは理事者の査定というのは必ず補正にしても当初予算にしても、そのことをやった費用対効果というのは必ずやった上で予算を組んでいると思いますので、その辺については心配していませんが、実際のことを言って行財政というのは、前回も申し上げましたけれども、行政改革というのは村長の考え方で……。

○議長（三澤一男君） いったん止めてください。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） お願いします。

○１２番（福澤倫治君） 行政改革というのは村長の考え方である程度は進むことができると思います。これが行政に携わるトップの考え方でできるとは思うのですが、いざ財政改革となれば、難しい面が多々あると思います。

住民の皆さんからいただいた税金の中から事業をやっていくわけですので、その辺を先ほど申し上げた費用対効果を査定の時点で十分、今まで以上に検討していただいで、お願いをしたいと思います。

行財政改革について、11月のまた報告書が出た時点で見せていただいて、報告の内容を検討させていただきたいと思います。

先ほど申し上げた、私自身も住まいる奨励金について反対するものではありません。しかし、池田町だとか松川村でも住まいる奨励金みたいな形の中で、山形より多い100万円とかいう数字も聞いております。そのことについては別に私は、村長の住まいる奨励金、人口対策について反対するものではありませんが、例えばの話、村長の任期中に新規転入者が4年間で100戸としますと、簡単に計算できますよね。5,000万円という財源が要るわけです。5,000万円の財源はさておきまして、例えばの話、1戸当たり3人入ったとすれば300人の人口増加。これは大変、逆に村の財源のプラスにもなると思います。

その辺は先ほど言った費用対効果の関係も考えた上の住まいる奨励金だと思っておりますが、ただ、1つ心配になることがあります。この事業の推進は、たしか企画振興課だったと思いますが、財源というのは企画振興課が持っていないわけです。もちろん総務課に財政係がいますので、総務課にあります。その辺は村長のリーダーシップによると思いますが、再度、村長、このことに対する決意をお聞かせ願いたいと思います。

もう一点、8月18日だと思いますが、人事評価の制度研修会が行われたという内容があるマスコミの報道に載っておりました。人事評価の制度の研修会というのは、私も行政にいたときにやったのですが、上司が部下の評価をする。その点数によって、いろいろな期末勤勉手当にも本当はやっていかなければいけないのですが、この辺の内容が分かったら教えていただきたい。

2点、村長の住まいる奨励金についての決意と、人事評価の関係について、再度聞きたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 1点目の住まいる奨励金の件ですが、これはこれから先何年かにわたる補助事業でございますので、事情が変わって来たり、仮に1年で100戸が入りましたということが起こったとすれば、大体補助事業の目的というのが山形村の人口増をねらったもので、その補助事業の目的が既に達成されたということになりますので、その場合はうれしい誤算ということにもなるのですが、早めに終了することになることも考えられる。現実問題として考えれば、そんなに甘くはないだろうとは思いますが、仮にそうなれば、そういうこともあると考えております。

また、財政と企画であります、これはそれぞれの仕事の分担としてやっていることですので、内部の調整はその都度調整を図りながらやってまいりたいと考えております。

人事評価の内容については、副村長から答弁させますので、お願いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 人事評価の研修会の内容であります、これにつきましては、評価する者と評価される者、両方について研修を行っております。

内容につきましては、能力評価、業績評価と大きく2つの評価があるわけですが、それぞれ評価する側については目ざろいをしていくということで、同じ評価ができるような研修を受けておりますし、評価される側についても、その評価の必要性とか、また面談等がありますので、その辺の対応について講師を招いて研修をしたということであります。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 今、村長の答弁の中で、例えば1年で100戸ぐらいできたら、この要綱の令和7年3月31日までにはやめるかもしれない。村長、例えばの話ですから100戸でも200戸でもいいのですが、村長の考えからすると100戸ぐらいなのですか。村長の自分の任期中の人口増。例えば100戸だと5,000万円という先ほどの私の数字ですが、例えばという数字でしたので、村長も例えばでもいいのですが、村長の考えで、要綱を作る時点で、今年令和3年4月1日から令和7年3月31日、任期の最後の年の31日までに要綱は一応なっているのですが、この辺、村長の考え方でいいですが、例えば200戸増えたらこの要綱はやめてしまうとかいう、100戸というのは私の言った数字と合わせたような数字だけれども、村長、もう1回、どのくらいの人口増加を、これは分からないのですが、4年間で25軒ずつ行けば100戸という、私がただ単純に数字を使ったのですが、村長、どのくらい増えたらやめてしまうという考え方なのですかね。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘の、これは費用対効果の話でありますので、費用をかけなくても人口が増えるのであれば、税金を使うことはふさわしくないと思います。これは税金を使わないと人口が増えないという状態だという前提ですので、その振れ具合をどういうふうに見るかということだと思います。

今、周りとの人口の取り合いみたいな状況でありますので、例えば隣の自治体では

100万円出します、200万円出します。その隣の自治体はゼロです。どちらもそんなに住環境が変わらないとすれば、どちらを選んでいただけるかということになりますので、これは結局、市場原理だと思うのですが、どここの村は土地が幾らで、幾らの補助金がある。では、どこにしようかということを考えて転入されてくるという面もあると思います。

その辺を考えますと、1年、こういった予算をつけました。これは様子を見ていかなければいけない。これで反応が、効果があったのか、ないのかという検証をして、やってみたけれども全然効果がないよという話でしたら、もしかしたらまた途中でも見直しをしなければいけない。

また、もう1つ心配といいますか考えていかなければならないのは、財政上厳しくなったから年度の途中でやめましたということになると、建設業者さんであったり、不動産屋さん大変迷惑がかかると。それで問題になったというよその自治体もございいますので、その辺の公平性も見ながら、どういう対応をしていくかを考えなければなりません。もう少し様子を見ながら、この暮れ辺りにはこれの効果があるかないかということをもう一度検証しながら、今考えているのは、ちょうど私の任期中ですが、この間はやりたいと。そういった目標で進んでいるということでございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） ありがとうございます。でも、せっかくですから、任期中ぐらいは何とか続ける方法をしていただきたいというのは、やはり山形村っていうのはたしかに50万円が人が来るかといったら、私、住みにくいところだったら50万円では行かないと思いますよ。それは分かるのですが、先ほど申し上げたとおり、例えばの話、子どもを持つ親としては、子どもにいい村なのか、お年寄りを抱えている家族の場合だったら、お年寄りに優しい村なのかというところがやはり第一条件になると思いますので、50万円のお金につられてただ来る方というのはそんなにはないと思います。

家を建てるということは、一生そこに住むという形ですので、その辺は村長の言うことは十分分かりますけれども、でも正直いってちょっと耳に挟んだのですが、今年だけでももう20軒を超す勢いで山形村の宅地造成が進んでいることも聞いておりますので、できるだけそういう方がせっかく山形に来るという形ですので、任期中は住まいる奨励金をできるだけ続けるようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、山形住まいる奨励金要綱をちょっと読ませていただきま

した。ところが、どちらとも言えないような、捉え方によってはですが、最後の質問ですのでこれは討議は要りません。どちらかという、奨励金がもらえるかもしれない、もらえないかもしれないというニュアンスも要綱の中にはありましたので、交付決定をされる際には、企画振興課だと思いますが、全員が目ぞろいをしておいていただいて、奨励金を出してから転入者に対して返還してくれということが絶対にないように、ぜひその辺を転入者、せっかく来てくれる方にご迷惑がかからないことを願って、これは答弁は要りませんので、質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1項目めの質問は終了でよろしいですね。

福澤倫治議員、次に質問事項2「旧ふるさと伝承館跡地の今後の計画について」を質問してください。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 2番目の質問です。私も議員になってから今年で4年目ですが、伝承館のことについては4回ぐらいやらせていただいています。

去年、壊していただきました。その後、敷地を見たのですが、旧役場が建っているところ、伝承館が建っているところは広いなと思ったのですが、あの土地というのは壊してみると狭いものですね。そう思っております。

質問を始めさせていただきます。「旧ふるさと伝承館跡地の今後の計画について」。住民の皆さんから村の歴史を学ぶ場所として親しまれました旧ふるさと伝承館が取り壊され、4月の臨時議会で予算化された複合施設建設検討委員会が発足することになりました。令和3年度に15人以内の委員によって審議を行い、村長に報告書が出されることになっていますが、その進捗状況についてお聞きします。

また、どのような委員構成により今後検討されて、いつごろまでに検討結果が村長に報告されるか、重ねてお聞きします。

以上で1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 福澤議員2番目の質問事項であります「旧ふるさと伝承館跡地の今後の計画について」は、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整いたしましたので、私の方からご答弁を申し上げます。

まず「複合施設建設検討委員会についての進捗状況」について申し上げます。この委

員会に関し、予算化の段階では第1回の会議を8月中に開催し、今年度中に4回の会議を計画しておりました。しかし、委員の選定や会議の日程調整に時間を要し、当初計画していた8月中の会議開催については行うことができませんでした。なお、今年9月の早い段階で第1回の会議を開催する予定にしております。

次に、委員構成について申し上げます。複合施設建設検討委員会の委員は、社会教育委員、文化財保護委員、図書館協議会委員、公民館役員、スポーツ推進委員、観光協会役員、保育園保護者会役員、小中学校のPTA役員それぞれの代表者と、識見を有する者として村内から1名、村外から博物館の関係者1名、図書館学と地域づくり関係の大学教授それぞれ1名の計14名で委員会を構成することにしております。

次に、「いつごろまでに検討結果が出されるのか」について申し上げます。複合施設建設検討委員会では、今後の公共建築物の複合化のあり方と整備の方向性について令和3年度末、今年度末までに示すことができるよう協議を進めていく予定にしております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） ありがとうございます。今言った、8月中の開催ができなくて、9月中に第1回の開催を、15名以内ですから14名の委員さんによって検討が始まると。予算上では4回あるから、4回までに結論が出れば村長には報告書が出されると思いますが、時間的な、あるいはコロナの関係がありますので、3月末までには検討結果が村長に示されることになろうかと思えます。

ただ心配なのは、できれば早い12月半ばごろに出して、新年度予算から何かを反映していただければいいのですが、3月までに出せばまた補正の段階で、長の考え方で補正が組まれるかと思えます。そのことを期待しているわけです。

そして、この検討委員会というのは、通常でしたら何かを作る場合について、1つの目的のために建物の建設を検討するのが、今回の委員会は複合施設という非常に難しい検討委員会になっているのではないかと感じております。複数の目的のものを総合的に建設する検討委員会でありますので、将来に悔いの残らないように検討をしていただくことが第1点です。

前に言われた庁内の検討委員会ですか、子どものため、伝承、図書館という3点、子育てのためだとか、いろいろな関係を複合的に検討されなければいけない。先ほどのメンバーを見ても、そのような感じで受け止めたわけですけれども、例えばの話、福祉センターあるいは何かの1つの目的のもので作るという検討でしたら、割合スム

一ズに検討されて、規模だとかそういうのが出てくると思うのですが、複数の検討をする委員の皆さんは大変だと思います。

そこで、最終的には、村長に報告書が出されると思いますが、どういうものでどうなるのか、教育委員会の委員会で決定するわけではなくて、最終的には村長の決断で決定することになるかと思います。そこで、遅くとも3月までにはこの複合施設の検討委員会で報告書が出されると思いますので、その委員会のものは恐らく複合的な建設をなささいというもので、いろいろな検討をされた上で出てくるかと思いますが、村長、今からでは早いのですが、恐らくそういうものは村長も見込んでいるかと思いますが、この検討委員会のものについて、村長の決意があったらお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 日程というかスケジュール的なことだと思いますが、この検討委員会は今の議員の指摘にもございましたが、何々を作るからどうのという具体性がまだない状態で検討をしていただく検討委員会でありますので、どういうものが出てくるかがあまり予測しにくいと思います。そういう現状というか、状態であります。

検討委員会の皆さんにまた第1回目の会議のときに顔を出ささせていただいて、お願いをする予定でありますけれども、どういったものができるか、ものすごく具体的なものでなくても、イメージみたいなものが出てくるかなと感じております。この委員会だけで、この次どういう形のものに、例えば建設委員会に変わっていくのか、どうなっていくかというのはまだ今の段階では特に考えているというか、想定はしておりません。検討する中で、どういう方向に向かって行くか、それは検討委員会の皆さんにある程度お任せをすると考えております。

ただし、こういったものは何でもそうでございますが、予算が伴うものでございますから、出されたもの全てそのとおりでできるかということ、そこではまた具体的な検討というものが入ってくるということになると思いますが、まずは山形村にとって、これからどんな公共の施設が必要か、何が必要とされているかということを十分に協議をしてもらいたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） この検討委員会というのは、山形村複合施設建設検討委員会ですよね。基本的には建設のための検討委員会ですよね。何か村長、この検討の結果だけでも全部というような、今、ニュアンス的なことを言ったのですけれども、もう

一度、この検討委員会というのを作った意味を教えてください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この複合施設、非常に難しいところがございます、今、教育委員会で所管をしております。その教育委員会で所管をしていただいているという意味は、想定されているというか、今予想されるものが図書館であるとか伝承館であるとか児童館関係のようなものが候補として挙がっています。この3つがいずれも教育委員会なものですから、教育委員会で少し具体的に検討してみるという意味で教育委員会でやっている。ただし、ここにもし仮に福祉関係のものが入ってきました、何々が入ってきましたという事態になりますと、また少し考えなければいけない面があるということです。

このものの考え方は、先ほどどなたかにもございましたが、行政の手法の中でボトムアップで行いたいと考えております。村長が先にこれとこれを作るというのではなくて、ここの委員会の皆さんがどういったものを発想するか、何が必要かということをも十分検討していただくという意味でお願いをしているというつもりで、検討を始めていただくということでございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 確かに村長の言われることは分かります。庁内の研究委員会で3つの方向が出たのですよ。望ましいような感じで。それは分かります。その3つのこと、児童館、図書館、伝承館というのは今までの教育委員会の管轄ですよ。それは分かるのですが、建設検討委員会で、建設の研究だという名前だと分かるのだが、建設を検討するという委員会を作らせているから、検討結果がというのは、村長の言葉に違和感を覚えました。これは違和感を覚えただけで、私の考え方ですので、どうこうではないのですが。

でも、これだけの委員の皆さん、村の中でも識見を有する方、あるいは大学の教授だとか、いろいろな方たちが来て研究したものを、それを受けて全く方向が違った、複合ですから、もしかしたらほかの方向に行くかもしれない。それは分からないですけども、基本は3本線が決まっていますので、それで恐らく教育委員会も検討するかと思います。その辺は十分、教育委員会で相談していただき、だからこの複合施設建設検討委員会というのは、私は長部局でやるべきだと思ったんですよ。逃げているような感じなんです。やることがそうになって、庁内委員会で図書館だとかになったから教育委員会の管轄だ。だから、私はそうなってくると、最終的には長部局では村長

がこれやめたよと言えば全然関係なくなってしまうわけですね。それは、この委員会を作った意味を十分理解していただいて、前向きな考え方で村長は報告書が出たら、建設という前向きな考え方の検討委員会ですので、その辺を十分考えていただいて、質問を終わらせていただきますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 委員会の建設検討という名前をどう捉えるかというか、どういう定義かということになるかと思うのですが、イメージとしては、3つのものが出されました。その3つのものがどの程度本当に必要かということをもう一度吟味していただくと同時に、山形村の公共施設はこの3つだけで当分行けそうかなという判断というものをしてもらおう。その3つのものが仮に全て必要ですとなったとした場合ですが、それに伴って、どこどこにある施設は要らなくなるよ、どここの施設は10年後には多分要らなくなる、というような判断をする段階が来ますので、その最終的な結論については長部局でさせてもらおうというつもりでおります。

取りあえずその3つのものが本当に必要で、どの程度のものが山形村にとってベストなものかということの研究してもらおう、ということを考えております。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 時間になりましたので、やめさせていただきますが、教育委員会の部署としてもこれだけの委員を集めて検討させるということですから、長部局と教育委員会と十分連絡を密にして、また内容を長の意向の中のもの踏まえた中で建設、あるいはいろいろな検討を重ねていただきたいということを言いまして、終わりにしたいと思います。

最後に、中間報告の中でまた見させていただいて、また再度質問する可能性があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 2項目めは終了でよろしいですね。

以上で、福澤倫治議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後1時まで休憩します。

休憩。

（午前11時59分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） 質問順位5番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「高齢者、障がい者に対する福祉行政について」を質問してください。

小出敏裕議員。

（11番 小出敏裕君 登壇）

○11番（小出敏裕君） 議席番号11番、小出敏裕でございます。質問に入る前に一言申し上げます。新型コロナウイルス感染症第5波の勢いはいまだ衰えておりません。本村でもワクチン接種が進んでおりますが、希望者全員の接種終了にはまだ時間がかかりそうでございます。その中で、ワクチン接種に携わっている方々や医療従事者の皆様に感謝申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和2年の国勢調査によると、本村の総人口8,404人、世帯数3,013世帯、1世帯当たり2.8人。また、総務省人口推計では、住民基本台帳ベース、これは令和3年1月の分なのですが、そのときの高齢化率28.3%であります。また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、そのときの高齢化率は30.0%、その子どもたちが65歳以上になる2040年では35.3%と予測はされております。前回の国勢調査の高齢化率が26.8%であったことを考えますと、確実に増加する高齢者に対する福祉の重要性は今後増大していくものと考えます。

一方、障がい者について、身体障がい、知的障がい、精神障がい者、全てで増加傾向が見られます。障がいがある方にとっては、健常者には想像できない障壁があるものです。そこで、高齢者や障がい者などが安心して生活できる福祉行政について質問をいたします。

まず、1番としまして、今回の国勢調査の結果で、高齢者世帯数と、全世帯における高齢者世帯の割合及びその内訳を伺います。

2番目としまして、本村では車がないと生活できない現実があります。高齢者・障がい者にとって移動手段の確保は特に重要であります。そこで、福祉バスの現状と課題、及び路線拡充の予定があるかを伺います。

3番目、高齢者・障がい者に対する緊急通報用電話の実績を伺います。

4番としまして、第8期介護保険事業計画に介護施設を整備するとありますが、その進捗状況を伺います。

5番目としまして、障がいの程度は外見からは分からないことが多く、健常者は障がい者にどのように接すればよいか、一方で、障がい者も健常者にどのように意思を伝えたらよいか分からないものであります。そのような場合の村としての取組があれば伺います。

以上、通告書に基づいて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問にお答えいたします。「高齢者・障がい者に対する福祉行政について」のご質問であります。

1番目のご質問の「高齢者世帯の割合について」であります。8月30日現在、国勢調査の速報では、人口が8,404人、世帯数が3,013世帯であります。高齢者世帯数はまだ公表されておりませんが、保健福祉課において把握している数値は、65歳以上の方が複数いる世帯が244世帯、8.1%。独居世帯が204世帯で、6.8%であります。なお、この数値は施設入所者や同一敷地内に子世代が住んでいる場合は除外してあります。

次に、2番目のご質問の「福祉バスの現状と課題及び路線拡充の予定について」であります。令和2年度は月平均932名の利用がございました。今年度になってからも月平均1,089名、1日平均で50名余の方の利用があり、村内の医療機関への受診や買い物等にご利用をいただいております。課題については、できるだけ村内をくまなく回ってほしいという点であります。マイクロバスを使用していることから、村内の幹線道路が福祉バスのルートとなっているのが現状であります。

平成29年10月から2台体制となり、この秋で丸4年を迎えるところでありますが、当面はこのままの運行体制を継続したいと考えております。

3番目のご質問の高齢者・障がい者に対する緊急通報用電話の実績であります。現在村では2社の緊急通報システムを利用できる環境にあります。高齢者の方3名にご利用をいただいております。ここ数年は3、4名の利用者で推移している状況であります。

4番目のご質問の第8期介護保険事業計画における介護施設整備の進捗状況についてでございますが、現在、村内にはサービス付き高齢者住宅が1か所ありますが、特定施設入居者生活介護の指定がありません。高齢者の多様な生活に対応した生活基盤の整備の観点から必要と考え、特定施設入居者生活介護の指定を受けるサービス付き高齢者住宅の整備を第8期介護保険事業計画に挙げております。建物の認可は国土交通省、特定施設入居者生活介護の事業者の指定は長野県となっております。

現在の進捗状況を県に確認したところ、令和3年度中の着工は難しく、令和4年度の建設に向けて準備をしていると業者から報告が出ているということでした。

5番目のご質問の障がい者、健常者の意思疎通の取組についてでございますが、特段、村独自の取組ではありませんが、平成30年度からは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々が、周囲に知らせやすくするためにヘルプマークの配布をしております。村においても、ご希望があった30名ほどの方々に配布をしておりますし、ポスター掲示での周知を行っております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ありがとうございます。それでは1問目の質問から再質問という形でさせていただきます。

まず、高齢者の単身世帯数が分からないということだったのですが、前回、前々回のデータと比較しますと、前回で193世帯が高齢者単身世帯となっております。その前回は125ですので、68世帯増加しているのです。私が問題にしているのは、この単身の高齢者世帯の増加なのです。インターネットとか宅配サービスといった社会的に構造が変化しており、特にコロナ禍においては外に出なくても生活が送れるという状況を作り上げてしまっております。その結果として、社会参加に進む割合が少なくなり、孤立化が進んでいると私は考えております。

最近よく耳にするフレイルという言葉がございますが、この状況と、以前から言われているサルコペニア、これが高齢者になりますと筋肉量が落ちるので、昔はサルコペニアが結構言われていたのですが、今は精神的なもの、体力低下、食欲不振等を含めたフレイルという形で述べられていると思います。このような現状を打開するための施策というのは、村としてあるかどうか。実際にあると思うのですが、それについて伺います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまの質問であります、今出ましたフレイルの関係につきましては、介護予防ということで保健福祉課の在宅介護支援センターが中心になりまして、各種教室を開催しているところであります。

今現在、全県がこういう状況になっているものですから、一時的に中止ということをやめているところではあるのですが、そういった方々にお集まりいただいて、センター内で、衰えていくのは一番怖い話だと思うんですよね。どちらかというところの方にお集まりいただいて、隣近所との関わり合いというそういった部分も今は非常に低くなっているところなので、こちらで積極的に集まっていただいて、そういった教室に参加していただくことによって、フレイル予防ということで進めてはおります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 確かに今、課長が言われたようなことだと思いますので、引き続き、そこら辺の施策を実行していただきたい。それから気になるのは、人数が固定化されているとか、そういうものが結構見受けられますので、それも早期に解決していただきたいとは考えます。

いずれにしても、単身者の増加というのは避けては通れません。老々世帯、これについての老々介護も避けて通れることはございませんので、自助・共助はもちろんですが、公助の部分も十分に対策を講じてもらいたいと思います。

そこで、村長、今の私のことに対して、答弁していただけますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） こういった高齢化の時代といいますか、高齢化がますます進んでくる時代を迎えておりますので、特にこれから問題になってくると思われますのは、独居老人の方が認知になってしまったとか、自立ができなくなったときにどう対応するかということですが、今出ました村でできること、それからまた地域にお願いしなければいけないこと、それぞれ役割を持っていただくということだと思います。

特に今まで地域の中の課題というものが高度成長期から明るい地域づくりであったり、そういったところに注目といいますか目が行っていたわけですが、これからは社会教育であったり、公民館活動などでもそうだと思いますが、高齢化社会にどう対応していくかというのが地域の大きな課題になってきている。行政だけでなく、先ほど申し上げましたとおり、地域の皆さんにも一緒に汗をかいていただいて、どう

いう仕組みができるかを考えなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 分かりました。確かに村長の言われるとおりですので、我々も自分たちの健康に関して注意を払って、隣近所でもそれを補える形を構築できるようになればと思います。

2番目ですが、福祉バスについて、これは大型のバスを今、大型というかマイクロバスにしては少し大きいように私は感じるのですけれども、これはいかがなのですか。私の自宅の前もバスが通るのですが、私の自宅の位置に関係するのかどうか分からないけれども、2人から3人ぐらいの利用ということが見受けられるのですね。そこで、大きいのでなくて小さいものをこれから使うと。つまり、小型化をするという考えはありますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 福祉バスの関係につきましては、最近、毎回質問をいただいているような状況であります。答弁内容もなかなか変わっていくという状況ではありません。今、マイクロ2台体制ということで、どうしても幹線中心のルート、先ほど答弁にありましたけれども、そういう状況であります。

中にはそういった、今、小出議員が言われたように小型化ということで、例えば10人乗りとか、そういうものに替えればもっと、例えば上大池のところでは言えぬ豆沢のもうちょっと上の方まで行けるのではないかと、そういう話も伺うところなんです。何せ2台体制にして4年ということになります。1台マイクロを購入したということもございますので、その部分については今のところ特に検討していないというところなんです。

5年一区切りということもありますので、その段階で果たしてその先どうなのかというところであるんですが、しばらくはマイクロの2台体制で運行したいというところでございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） つまり当分は今の状態が続くということですね。それで私、路線拡充の考え方ということで、真意の1つに清水高原があるんです。清水高原の住民というのは、高齢化率が非常に高いです。里よりもはるかに高い状態。そうしますと、現在、自動車を使っていらっしゃいますが、ある日突然、自動車が使えなくなることがこれから想定されます。

私、前回の一般質問で、人口増加の1つの手段として、清水高原でリモートワークをしたらどうかというのを提言したわけですが、例えばご家族で来たときに子どもさんたちの通学をどうするんだとか、いろいろな問題が出てくると思います。これは全て福祉バスを使えば解消できるわけではないと思いますが、ずっと長い将来を見据えたときに、路線バスは、里でもそうですが、入れるところに入っていくような、そういうことが可能かどうか。少しいいですので、答弁願います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ルートについては、今言われた内容については、まだまだこれから検討という部分の範囲なのかなというところであります。

山形は面積も狭いこともあって、もうちょっときめ細かく回ればというところもあるんですが、幹線といたしましてもそんなに広い道ではないというところですので、また清水までの延伸というお話ではあるんですが、なかなか現時点では厳しいのかなというところですよ。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひとも将来にわたっての長期的な展望で考えていただければいいと思います。

次に、通報装置ですが、先ほどだと3から4ということだったのですが、あまり普及はしていないと理解するのですが、これは電話を替えるとかそういうものがございませうか。違う装置に替えるとか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 今現在、2社の緊急通報システムを利用している状況であります。民生児童委員協議会等でも周知を図ったりしまして、利用者の拡大は日々行っているところではあるのですが、なかなか利用者が増えてこないというところですよ。今、どなたでも携帯電話の関係はお持ちかと思っておりますので、そういった部分で、昔に比べてそういったものに対しての需要自体が低くなっているのかなとは見ています。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうですよ。電話は難しいと思うんです。だから、私が考えたのは、簡単にポッと押したら、できればすぐに通報が行くような形、電話で話さなくても、今回のものもそういう機能もあると思うんですが、なるべくお年寄りが簡単に使えるような形、それをこれから考えていっていただければと思います。

4番目の新しい施設ですが、特定施設、これは混合型ですよ。混合型の特定施設ということで、サ高住でそういうものはあることはあるんですが、自立した人から要介護まで、両方入るのが混合型の範疇に入るんですが、これは村からこういうものを作ってくれとしたんでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 第8期の計画につきましては、昨年度1年間かけて策定したところであります。その中で、こちらの施設について整備するということで、今回挙げてございます。

こちらの施設につきましては、民間の事業者から村にお話がありまして、計画に乗ってこないと整備ができないという決めがあるものですから、8期計画に掲載させていただいているところです。

実際は県がその進捗状況を把握しているということで、今回問合せをしたところ、先ほどのような、本来ですと令和3年度中に整備という形で計画上載しているんですが、今現在、お話がしっかり進んでいないという状況。事業者は令和4年度に整備をするというお話のようでございますので、こちらについてはしばらく推移を見守るしかないのかなというところであります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうしますと、これから令和4年になってくると、ある程度姿が見えてくる。そういうことでよろしいと思いますね。

一番目の質問の最後になるんですが、先ほどヘルプマーク等を活用してということなんですが、このヘルプマーク、30名の方がお持ちになっていると。私、申しわけない、注意力が足りないせいか、目にしたことがないんでございます。ヘルプマークはつけなくてはいけないものですよ。

長野県も推奨していますけれども、「あいサポート運動」というのがございます。あいサポートバッジをつける。あいサポートバッジをつけて、ヘルプマークもつけていけば、その方は各々がこういう方だなという理解ができるというシステムなんですよ。ですので、それと両方セットにした形を考えていただけたらいいかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまのヘルプマークについては、今日本当は持って来ればよかったんですが、忘れてしまって申し訳ございません。このくらいの形で、

赤の十字マークが入っていて、それをかけていただいて、その方が障がい等を抱えているというマークということなんです。

平成30年からというお話なものですから、当初は当然配布の実績があったようなんですが、ここ最近は大してない。確かに、ヘルプマークと言ったところで、皆さん「それ何なの」という話だと思っんです。保健センターには今現在、ポスターは貼ってあるんですが、確かに皆さんがどれだけ知っているのかというと、ほぼ知らないという状況ですので、利用できるものについてはこれから積極的に周知をさせていただいて、ご活用をいただくということで考えていきたいと思っんです。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひともいろいろなところで声がけしたり、障がい者の方たちに普及活動をしていただいて、誰でも分かるような、そういう体制を取っていただければよろしいと思っんです。

今策定している前の第5次総合計画の中にもあるのですが、障がい者が何を要望しているかというところ、相互理解が全然できていない。これは60%以上の方が、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、全部がその答えが一番高いんですね。ですから、その障がいを除くということは、お互いに理解しなくてはいけないと思っんです。

ある自治体は、スポーツの中に、障がい者と健常者が一緒になってやる、少し大掛かりなものをやっている自治体も確かにございます。東京パラリンピック、皆さんは感動したと思っんですが、それがいい機会ではないかなと思っんです。ですから、村民運動会が今中止になっていますが、ありますよね。ああいう形で、我々もできる、障がい者もできるような、当然、車椅子テニスなんていうものはできませんし、もっと小さいものを企画して、実際にそこに我々も取り込むし、障がい者も取り込む。それで相互の理解が進むと私は考えますので、そうしていただければいいかなと思っんですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 障がいを抱えている方に対する対応の仕方という部分、職員もそうですが、一般住民の方もどうすればいいのかというところが結構あると思っんです。

5年ぐらい経過してしまうのですが、障がい者差別解消法の関係で、そういう方々にどうやって接したらいいのかということで、職員向けには発信しているところであ

ります。そうは言っても、5年も経過しているところですから、どれだけ職員がというところもあります。

一般住民の皆さんに向けましては、ホームページ上で、福祉の中にそういった項目がありまして、内閣府のホームページとリンクする形になっております。その内容を見ていただいて、住民の皆さんにも理解をしていただける形で今、整えているところでございますので、保健福祉課の職員が障がいを抱えている方と接する機会がどうしても多い状況なので、まずは課の職員に徹底していきたいというのと、一般住民の皆さんに向けてもそういった発信をしているということで答弁をさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 大分時間が過ぎてしまいまして、ここら辺でまとめたいと思うんですが、障がい者と我々が協働して、相互理解を深めながらやっていきたいと思う次第でございます。

最後に1つお願いでございます。障がい者の字ですが、ひらがなをなるべく使っていただきたい。決算でもそうですが、中にひらがな表記もございますが、ほとんどが漢字表記でございます。そこら辺も考慮していただければなと思ひまして、一番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1項目めの質問は終了でよろしいですか。

次に、質問事項2「公園の管理と今後について」を質問してください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） よろしく申し上げます。本村には多くの公園があり、村民の交流や子どもの遊び場、災害時の避難先などと重要な役割を果たす場所になっています。特になろう原公園や鷹の窪自然公園は特色を生かした公園でもあります。しかし、鷹の窪自然公園の現状は目を覆いたくなるような状態でございます。そこで、次の質問をします。

1、村内の公園管理と方法について伺います。

2、鷹の窪自然公園となろう原公園は比較的近距離にございますので、遊歩道を設けて一体的な公園にすることは可能かどうか伺います。

3、本村にはオオアカバナという全国の5県程度でしか見られない絶滅危惧種Ⅱ類の植物が自生しております。本来は自生地で保護すべきものですが、私有地であるため難しく、生育環境が似ている鷹の窪自然公園での移植保護が可能かどうか伺います。

以上、通告書に基づいて質問します。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2「公園管理と今後について」のご質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「村内の公園管理と方法について」であります。村管理の公園については、除草業務を年3回、松本地域シルバー人材センター及び事業者へ委託しております。鷹の窪自然公園についても同様で、またこれとは別に2年に1回、園内を流れる小川の水草の除去工事を行っております。

平成27年度までは「鷹の窪自然公園を愛する会」の活動により、園内の環境が良好に保たれておりましたが、会の解散後は手の行き届いていない面もあると感じております。

次に、2番目のご質問の「鷹の窪自然公園となろう原公園は比較的近距離にあり、遊歩道を設け一体的な公園にすることは可能か」というご質問であります。近在する2つの公園の間に遊歩道を設け一体的に整備することにより、一層の有効利用や利用促進につながることも考えられますが、村としては、今後もそれぞれの公園が地域の皆さんによりよく利用していただきたいと考えております。2つの公園の間に遊歩道を整備する場合には、両公園の間の山林はほぼ私有地でありますので、村の事業として遊歩道を設けることは難しいと考えております。

3番目のご質問の「オオアカバナを鷹の窪自然公園に移植保護が可能か」ということとありますが、全国で5県程度しか生息が確認されていない絶滅危惧種Ⅱ類の植物が本村に生息していることは非常に貴重なことだと思います。その保護については、生活環境が似ている公園に村が移植、保護等をするよりも、貴重な生物が村内に自生することを地域の方が認識し、自らその保護に努めていただくことが大切だと思います。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 公園の管理等は分かりました。私、全部の公園を見て回ったんです。そうしますと、運動公園は確かに読んで字のごとしの運動公園で、ただ心配なのは日を避けるものがどこにもないということです。ですから、そこら辺を緑地として、緑地化の計画があるのかどうか。それをまず1点伺います。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 現時点では緑地化といった計画はございません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうすると、運動公園のところは誰も、人っ子一人いなかったんですよ。ところが、ちょっとした日がよけられるところだと、5、6組の家族が楽しんでたという実態もありますので、そこら辺をもう1回、何かの折に検討していただきたいと思います。

2番目のところで、地権者とかが難しいので、遊歩道は駄目だということなんですが、両方の公園が特徴あるような形でこれから存続していただきたいと2番目の質問では思うわけでございます。

オオアカバナですが、これは村の財産なんですよね。確かに、私有地で、その個人さんが管理保護するというけれども、非常に難しい植物でございます。まず、水がないと生育できません。ですので、放っておくと何かの折に使われてしまうと水がなくなって駄目になってしまいます。そういう花ですので、ぜひとも鷹の窪自然公園を管理しているのであれば、そこに移植するとか、再度考えていただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の公園管理全体に関わる課題ではあるのですが、山形村が今いろいろな公共の建物であったり、こういった公共の施設、道路、水路もそうでございますが、どのように管理していくかということを試算しますと、ざっと何十億という数字にすぐなるものですから、本当にこれがこれからも管理していけるかどうか。そういうことも考えなければいけないというのが片方の現実としてあるのが現状であります。

もちろん、議員の言われるとおり、貴重なこういった絶滅危惧の植物を守るということも大切なことではございますが、現実問題として、毎年のように水害が起きていて、また河川の管理も十分行き届いていない現状もあるものですから、趣旨と申しますか思いは十分分かっておりますけれども、すぐできるとは行かないということも現実ということもご理解いただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 例えばの話、種が飛んで行ってしまっ、そこに生着したということであれば構わないということですよ。あえて移植しなくて。そういう考えでよろしいですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のオオアカバナもそうですが、私有地に生えているものから、それを行政としてやるということで、本当に硬く考えていきますと、その地主の方にそれをいただいていいかと了解をいただいて、鷹の窪に移しましたと。では、その移したものをどう行政の責任で管理していくかということまで出てくるものから、あまり行政の枠の中でそれをやるのではなくて、自主的にオオアカバナを地域の方々がそこへ移して、自主的な活動としてそれを繁殖させるといったやり方が一番ありがたいし、現実的な考え方だと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 分かりました。そこら辺も、こちらでもいろいろな手立てを考えてみたいと思います。何かあったときにはご協力をいただきたいと思う次第でございます。

総合計画にもありましたとおり、整備と管理を充実させて、花と緑にあふれる村づくりを推進していくと記載されてございますので、これからもいろいろなところで整備等をよろしくお願ひしたいと思います。

以上を持ちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 終了でよろしいですね。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で45分まで休憩します。

休憩。

（午後 1時40分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時44分）

◇ 大池俊子君

○議長（三澤一男君） 質問順位6番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「特別障害者手当の受給状況は」について質問してください。

大池俊子議員。

(2番 大池俊子君 登壇)

○2番(大池俊子君) 議席番号2番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問をしたいと思います。まず、1つ目に、「特別障害者手当の受給状況は」。

著しく重い障がいがあり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給される国の制度であります。本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。本人の給与収入の目安は、年収518万円以下(扶養親族がない場合)であります。常時介護が必要な人で、障害者手帳がなくてもよいということでありませう。要介護4、5の人も受け取れる可能性があります。そこで質問します。

1つ目に、今年3月に作られた山形村高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の中では、要介護4は39人、要介護5は38人となっていますが、実際はどうでしょうか。

2つ目に、特別障害者手当の受給状況はどうでしょうか。

3つ目に、この制度について知らない人も多いと感じていますが、周知し利用しやすくするための手立てを考えていますか。

以上で1回目の質問とします。

○議長(三澤一男君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 大池俊子議員のご質問にお答えをいたします。「特別障害者手当の受給状況について」のご質問であります。

1番目のご質問の「要介護4、5に認定されている方の手当の受給者数について」であります。今年7月現在、要介護4、5の認定者で在宅介護の方は合わせて24名で、このうち特別障害者手当を受給されている方は2名であります。

2番目のご質問の「特別障害者手当の受給状況について」であります。本村では現在7名の方が受給されています。県の担当者に問い合わせたところ、松本保健所管内の村では、本村が受給されている方が最も多いとのことでありました。

3番目のご質問の「制度の周知方法について」であります。特別障害者手当の支給における審査決定については松本保健事務所で行っております。村では申請者から提出された申請書、特別障害者手当支給専用の診断書を取りまとめ、松本保健福祉事務所へ進達しております。手当の支給要件において著しく重い障がいを持つ者と記載があり、審査基準が厳しく支給対象になる場合が少ないとのことでありました。

制度の周知方法についてであります。県ではホームページの掲載やチラシなどで周知をしております。村においては、新規で障害者手帳を取得された方に配布する冊子や福祉制度の一覧が載ったチラシにより周知をしております。一方、要介護者については、周知の機会が少ないという現状であります。今後、周知の方法などについては検討したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 1つ目の質問では、在宅で24名、7月で24名で、そのうち2人が受けられているということと、2つ目の特別障害者手当の受給状況は7名で、山形が最も多いという状況であります。

この特別障害者手当は、私も知らなかったのですが、自宅のほかにグループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の人も対象だということです。入院や老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人も3か月以内なら対象ということです。そして、特別養護老人ホームの入所者は対象外になるということだそうです。特別障害者手当の受給者は全国で12万6,237人。一方で、介護保険の要介護4、5の人はその10倍を超える人が、全国で142万人いるということになっているそうです。

もっと多くの方が手当を受け取れる可能性も出てきているということで、さっき保健所の基準がなかなか厳しくと言われたのですが、特別障害者手当を受けるについての5つの認定基準はご存じでしょうか。そのところを聞きたいと思います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまの認定基準というお話なのですが、すみません、しっかり承知していないところあります。あくまでも村は、中継するような立ち位置で申請をといるところなのです。

先ほど申し上げましたように、障がい者の皆さんにつきましては冊子がありまして、その中でご紹介させていただいているところ。ただ、要介護認定者4、5の方については、なかなかそういった機会が今のところないというところなのです。

今日、ご質問いただいたのは、どちらかというとな要介護者の方についての対応ということだと思うのですが、その段階では4、5であっても、始まりは1とか2だった方もいらっしゃいますので、なかなか要介護度も変わっていくという方がたくさんいらっしゃいます。その辺の手当てに関する紹介のタイミングもいろいろあるかと思うのですが、その辺については、要介護者の皆さんについてはしっかり考えていきたい

というところですよ。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今、5つの認定基準と言ったのですが、これは自治体のホームページでは重い障がいなどが対象としていることが少なくありません。でも、実際は1つでも障がいがあって、その程度が重ければ対象になるという話です。

5つの基準の1つが腕や足などが不自由であるということ。これは段階があると思うのですが。2つ目が精神障がい、認知症。3つ目が重複障がい、障害基礎年金1級程度の障がいの人、それから三重障がい。障害基礎年金が1級程度の人に加えて、障害基礎年金2級程度の障がいがある人。5つ目が臓器などに疾患がある。重い内部障がいがあり、絶対安静の場合。また、内部障がいには心臓、呼吸器、腎臓の機能障がい、肝臓、血液の病気などが入っています。

こういう基準がある中で、確かに認定は保健所がやられるのですが、村としてもこういうことを承知して、対象になるのではないかという人に対してはきちんと説明して、もし受けられれば受けられる方向に持って行けば、その方や家族にとっても非常に助かる話ですので、ぜひそういうところでやってほしいと思うのですが、その点でいろいろ細かな基準があるのですが、そのところは今後どう考えておられるでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 県の特別障害者手当のこういった案内がありまして、その中を見てもみますと、当然、区分によって程度というのですか、そういうのが決められていて、特別障害者手当については「各障害区分の重複がある場合」という書き方もしてあります。ですので、例えば視覚、聴覚、上下肢ということで、これをクリアしていても実際審査に上がった段階で果たしてというところがあると思うのですね。

多いケースとしては、多分、お医者さんにかかったときに対象になるのではないかとか、そういうお話があると思うのですよね。先生から見た中で行けるということであれば、皆さん、申請は上げてくるのが実情だと思うのです。ハードルが非常に高いと言われてますし、先ほど7名というお話だったのですが、障がい者の方が5で、要介護者の方が2で、合わせて村全体では7人しかいない状況なのです。

申請するにあたっては、当然、個人個人の自由な話なものですから、この内容についてクリアできているということであれば申請をいただければと思います。ただ、どうしてもお金と労力がかかってしまうお話なものですから、却下されて「何だ」とい

うことにもなりかねないかなというところもあるので、本当は申請の段階である程度行けるのか、行けないのかというのは、確かに分かればいいのですが、なかなか村職員のレベルでは難しいところであります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 医師の認定診断書が最低必要になってきます。かつては医師の診断書があっても認められなかったという例もお聞きしましたが、最近、これが結構取り上げられるようになって、この基準がクリアされて、医師の認定の診断書があって、というところから、介護度4、5の重い人たち、また家庭で見ている方もたくさんおられると思うのですが、少しでもその人たちの助けになれば非常にいいのかなと思っているので、ぜひ村としても、判定を下すのは確かに保健所なのですが、村としても、今、介護度が3とか軽い方でもだんだん高齢になるにつれて重くなって、また老夫婦2人を見ているという方も結構いるので、そういう人たちにとっても少しでも援助があればすごく助かる話で、救われると思うので、ぜひ村としてもそういう方たちにきちんと紹介して、もし認定できるのであればされるような方向に、医師と相談しながらですが、そういう運びをするためにも、その対象となられるような方にはどんどん知らせていってほしいということで、もう一回、返事をお聞きして、この問題は終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 先ほど、要介護4、5で在宅の方が24というお話をさせていただいたところです。実際、認定されている方が68名ほど今いらっしゃいます。最近の傾向としては、どうしても4、5ということになってくると、なかなか自宅での介護は難しい状況になってきて、施設サービスに移っていくというのが最近の傾向なのですね。

いずれにしても、要介護の方についてのPRは非常に今まで少なかったのかなというところもありますので、認定については1年更新とかいろいろなタイミングが出てくるのですが、そういった節目を見た中で、そういった手当も周知をしっかりとしていければと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 先ほど言ったように、特養は対象外だけれどもほかの施設はその対象の中に入れてもいいということが載っていたので、その点も踏まえて、家庭介護だけではなくて、そういう方たちにもぜひ知らせていってほしいと思います。この

質問は以上です。

○議長（三澤一男君） 1 個目の質問は終了でよろしいですね。

次に、質問事項 2 「大雨などによる災害対策について」を質問してください。

大池俊子議員。

○2 番（大池俊子君） それでは 2 つ目の質問をしたいと思います。「大雨などによる災害対策について」。毎年のように繰り返す異常気象による災害、これは「人類に対する警鐘」と言われています。身近な空や雲、天気からも地球の危機を感じています。

西・東日本で続く記録的な大雨の影響で、15 日までに少なくとも 6 人が死亡、5 人が行方不明となるなど、各地で人的被害も相次いでいます。国土交通省によると 16 日現在、広島や長崎、熊本など 18 都府県で計 67 件の土砂災害が確認されたほか、9 県で計 43 の河川が氾濫するなどしています。長野県岡谷市でも、川岸東で民家の裏山が崩れ、土石流が発生、住宅 1 棟に流入しました。建物内にいた 8 人のうち 5 人が巻き込まれ、母子 3 人が死亡するという痛ましい事故でありました。ここでは 2006 年にも現場近くで土石流が発生し、1 人が死亡、市内の別地区でも 7 人が死亡しています。

山形村でも相次ぐ大雨による河川の増水や、農作物の長いもの落下、また降雹でスイカに穴が開くなど、おおきな農業被害も出ています。そこで質問します。

1 つ目に、避難所が開設されましたが、その取組状況はどうなっていましたでしょうか。避難された方の人数、地域など。避難所の状況。住民からの問合せなどはどうだったでしょうか。

2 つ目に、コロナ禍のレベル 5 という非常事態の中での避難所の留意点、スペースなどは。また、医療体制などは考えていたでしょうか。

3 つ目に、防災行政無線が聞こえにくいという声を多く聞きますが、その対応はどうされましたか。

4 つ目に、山形村でも山麓にソーラーパネルの設置や、山の開発が進んでおり、環境破壊で大災害につながるおそれがあります。条例もできてはいますが、もっと強い規制などはできないでしょうか。

以上で 1 回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「大雨などによる災害対策について」
にお答えいたします。

まず1番目のご質問の「避難所開設時の取組状況」であります。8月14日の大雨の際、トレーニングセンターを避難所として開設いたしました。避難された方は4世帯14名。お住まいの地域は、下大池、下竹田、清水高原でありました。

「避難所の状況」につきましては、避難所として開設しましたトレーニングセンターの体育館に間仕切りで部屋を4つに仕切ったスペースを3か所設置し、床にマットを敷き、その上に簡易ベッドや段ボールベッドを置き、アルミ転写毛布を用意しました。

「住民からの問合せなど」については、開設状況等避難所についての問合せはありませんでした。

次に、2番目のご質問の「レベル5の避難所の留意点、スペース、医療体制」についてですが、コロナ禍の避難所では皆様が既に行っている手指消毒や換気の徹底はもちろんですが、受付体制の強化や発熱や具合の悪い避難者を想定した専用スペースを確保しておりました。なお、コロナの状況下では、密にならないよう間隔を空けなければなりませんので、通常の避難所の受入れ想定人数の3分の1くらいの人数であったと思います。

「医療体制」については、保健師は福祉避難所となる保健福祉センターに詰めることとなりますが、医療行為が必要な場合は、医療機関を受診していただくこととなります。

3番目のご質問の「防災行政無線が聞こえにくいということに対する対応」についてですが、防災行政無線の運用が始まってから、これまでに放送内容が聞こえないといった意見を多くいただいております。その対応として、試験放送を行い聞き取りにくい場所を調査し、スピーカーの方向を調整したこともございました。スピーカーの増設という要望もありましたが、スピーカーの向きは村内の住宅地をカバーするよう計算され設置していますので、現在のところ増設の予定はありません。

また、議員の皆様にご覧いただき、導入を検討していたこともございましたが、戸別受信機のみを対象とした有利な財源がなかったため、その導入には至りませんでした。

今までは、スピーカーや告知放送機からの放送のほか、登録制防災メールで対応してきましたが、昨今多発している自然災害により戸別受信機に係る財政措置が新たに

なされるなど、防災情報の発信手段、それに係る財源など、選択肢も増えてきております。山形村に最も適した防災情報の発信方法を検討し、今後、機能の充実を図りたいと考えております。

続いて、4番目の「山形村でも山麓にソーラーパネルの設置や山の開発がされており、環境破壊で大災害につながるおそれがある。条例もできているが、もっと強い規制はできないか」とのご質問であります。一般的に現行の法制下では、村長に与えられた権限を超えて村が事業者の行為を一方的に禁止したり、罰則を課したりすることはできないものと理解しております。本年4月に施行した太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例も、こうした基本的な部分を踏まえた上で作成しました。

しかし、近年は従来の想定を超える規模の災害が多発しており、先ごろの熱海市の土石流災害などを受けて、国では災害の発生を助長するような開発や造成行為への規制を検討しているとの情報もございますので、こうした動向には今後注視してまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 1つ目の質問内容ですが、コロナなどに考慮して、私も次の日に様子を見に行きました。家族数が増えるにつれて、敷居を取り払って多くするなど、結構いろいろ考えておられたと思います。14日から交代で朝までおられた職員の方も、本当にご苦労さまでしたと言いたいと思います。

避難所についての国際赤十字が提唱する最低基準で「スフィア基準」というのがあって、世帯ごとに十分覆いのある生活空間を確保する、1人当たり3.5㎡の広さで覆いのある空間を確保する、トイレは男女別で、20人に1つ以上、女性用は男性用の3倍という基準があるようですが、トレセンはトイレの改修が済んだばかりで、本当に快適なトイレで、避難者からも好評だったようです。そういう基準からして、私も面積については分からないのですが、どうでしょうか。

もう1つは、コロナ禍で、女性に対する配慮というか、そういうのも今後考えていかなければいけないと思うのですが、そこら辺はどうだったでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） トレーニングセンターの体育館であります。指定の緊急避難場所として考えたときには、最大で967人という数字で避難場所として使うという形を考えております。ただ、これは最大数でありますので、実際にはこれより少ない人数となることが考えられますし、コロナ禍においては、これの3分の1より少

ない数が最大値になるということも考えられます。

トイレにつきましては、トイレの改修が終わっておりますので、なから使えるのではないかと思います。ただ、この最大値の人数が避難してきた場合については、当然足りないわけでありまして、そのときにはポータブルトイレ等の設置も考えていかなければいけないと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2番目の質問とも絡むのですが、避難された方は無事に帰っていかれたということで何事もなくよかったのですが、先ほど医療体制、いちいの里だというのですが、急に具合が悪くなる場合も出てくると思うのです。そういう場合、例えばトレセンへ医療関係の人が来るといったことも今後考えていったほうがいいと思うのですけれども、そういう方が出た場合、福祉センターで診るとするか、そっちに移動していくということでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） いちいの関係であります。医療避難所についてはトレセンということで、今、設置をしておりますので、非常時の本当に災害というときは、トレーニングセンターが医療の避難所となります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 分かりました。もう1つ、地域防災の区長さんとか、その人たちも地域で起きていることで心配だったのですが、災害対策本部がどんでんできていく中で、地域防災の人たちとの連携というのは、あまり大した災害ではなかったのがよかったのですが、そこのところも取っていたでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 区の防災会の長の方、区長さん方だと思いますが、区長さんについては避難所をトレセンの後、開設する可能性があるということで、逐次、村の対策本部の状況ですとか、そういった連絡は取り合っていたと。今回のお盆のときの大雨についてはそういう状況でした。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 分かりました。それ以上大きな被害にならなかったのがよかったのですが、議会の方へもらった災害の経過などもできたらぜひ区長さんくらいに知らせていってほしいなということで、これは要望です。

2つ目の質問で、防災行政無線ですが、今後増やしていくというのはないというこ

とだったのですが、屋内受信機を議員もやったのですが、さっきいい補助が出てくるかもしれないと言われたのですが、もし出た場合、今後の予定は具体的に考えていますでしょうか。戸別受信機とかアンテナなんかをやったら非常によく聞こえたのですが、その予定はありますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 現在のところ、いろいろな機器が日進月歩で出てきておりますので、防災行政無線の放送内容についてスマートフォン、携帯電話等へ自動転送するシステムを今のところは考えておりますが、スマートフォンを持たない方については、戸別受信機の対応も検討していきたいと考えております。

ただ、今の防災行政無線の導入から既に4年が経過している状況でありまして、その更新を見据えた中で、スマートフォンへの自動転送システム等、そういった機能拡充を考えていかなければいけないという状況になってきており、防災無線の機能そのものに自動転送をする機能を備えているものも現在出てきておりますので、こういったことを考えて、この先更新することを考えて、二重投資でありますとか、後戻りすることがないような形で更新を検討していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 3つ目の質問でもう1つだけ確認。この議会でも報告がありましたように、告知放送、朝のお知らせ、葬儀のお知らせなどが中止になるのですが、告知放送と防災行政無線の両方共用型の場合、有線放送を中止にしてしまったら、宅内の戸別端末へ行かなくなるという話を聞いたのですが、そのところは放送を中止するだけで、今の機械はそのまま生かすというところで理解してよろしいですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 告知放送機につきましては、新聞報道でもございましたが、告知放送機の機能自体は生きておりますので、畑灌の通水の中止とかいったものはダイレクトの放送で流させていただいているのが現状です。

ただ、定時で流すようなもの、朝のお知らせですとか夜の葬儀のお知らせ等について、そういったものについては中止をさせていただきたいというところであります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） その件は分かりました。

それでは時間がないので、4つ目の質問に入ります。今後計画されているソーラーパネルもあります。今、各自治体で条例ができる中で村の結構強い強制力で中止がで

きるのだという話もお聞きしています。

そういう点で村としても今後予定されている土地がかつて災害があったところであるというところも踏まえて、今までは地権者が荒廃農地になってしまっていて、ちょうど作ってくれれば都合がいいというところも結構あったのですが、住民の被害とか、いろいろなことを考えたら、村としての強い意思表示が必要であると思うのですが、そのところをきちんとできるようにしてあるところもあるようですが、そのところを確認したいのですが、そういう意思表示というか、否定がきちんとできるのかどうか。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） この4月に執行しましたこの条例に関しましては、策定途中も皆さんにいろいろ報告させていただきましたが、基本的には設置をする場合、あるいは計画した場合に、こういったことに気をつけてくれということを前提としているわけですが、ただ、今、こういう災害の多い時代ですので、村として住民の方に安心安全を確保できない場合については設置しないでくれということをお願いするという抑制区域を設けている。これが基本であります。

それを作成する中で、県内のいろいろな自治体、先進自治体などの担当の方のお話も聞かせていただきましたが、自治体の考え方はそれぞれでありました。先ほど村長の答弁にもありましたが、基本的に大前提としては、村長に与えられた権限以上のものは条例でも謳えないということでありました。

ただその中に、謳い方として、村の姿勢だとか考え方をどう盛り込むかがポイントだということを勉強いたしましたので、村としては法律で駄目だと言っていないものを村で駄目だとは言えませんので、そこに事業者の方、あるいは地権者の方に、ここは適さない土地、危険な土地なのだよということを十分分かっていただくチャンスを設けるという中身になっておまして、地元での説明会をしっかりと開いていただくとか、あるいは危険だと思われるところに関しては自治組織での同意をいただくという規定をしております。

もっと大事なことは、事業者の方は現地を知らないことが多く、さっきもありましたが、過去の災害の事例とか分からないことも多いと思うのですが、それも含めてしっかりお伝えすること。それから、地権者の方は地元にいる方が結構多いので、その方についてもそれをしっかりと認識していただくということ。それをお願いしているのがこの条例であります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今後、このような環境の中で、いつ大災害が起きるか。山形は絶対大丈夫というのはあり得ない話になってきているので、地権者の人もすごく慎重に学習していかなければいけないし、村としてもはっきりした危険地域であるという表示をしていかなければいけないのを痛感しています。

自然エネルギー、再生可能エネルギーというのは重要だと思うのですが、長野県は全国一の自然エネルギーの先進県だと言われています。そういう中でも、霧ヶ峰などはメガソーラーをはじめとする乱開発をストップさせたという経験もあります。

山形村も今度予定しているところがかつての大災害、殉職者が出たところでもありますので、みんなの認識の中に入れて、自然エネルギーはいいけれども、自然を壊していくというところはきちんと止めなければいけないという、住民みんなの中に意識として埋め込んでいくというのが必要であると思いますので、この機会に何かあったらみんなで考えていく、村も一緒に考えていくという姿勢を貫いていきたいと思っていますので、これで2つ目の質問は終わりにします。

○議長（三澤一男君） 制限時間の40分を超えましたので、以上で質疑を終了します。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で30分まで休憩します。

休憩。

（午後 2時25分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時29分）

◇ 百 瀬 昇 一 君

○議長（三澤一男君） 質問順位7番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項「農業・農村のいろんな機能により『豊かで活力と交流に満ちたやまがた』が一段と前に進むために」を質問してください。

百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 議席番号5番、百瀬昇一です。今回の質問は、昨年9月の一般質問でさせてもらいました内容にもなりますが、「農業・農村が住みよい、笑顔があ

ふれる山形村をつくります」と私は思っています。山形村の総合計画の根幹をなす農業・農村の現状把握のために、よりよい総合計画の策定のためにお願いいたします。

「山形村のあゆみ」の中には、農業・農村を守るための長い歴史を持つ水の確保、農業・農村を守るための何度かの農業構造改善事業などがありました。今では、この農業・農村の持つ多面的機能により「豊かで活力と交流に満ちたやまがた」があると思います。

さて、第5次山形村総合計画が来年で最終年となります。次期計画の策定準備の時期です。いよいよ審議会も始動しました。次期の第6次山形村総合計画が「めぐみの大地と人が響き合う 笑顔あふれる山形村」が一段と前に進むために、具体的な施策が着実に成果を上げられるものになるよう望みます。

そこで、第5次総合計画後期基本計画の第3章「豊かで活力と交流に満ちたやまがた」農林業の中で何点かの主要施策・成果指標（ベンチマーク）などについて質問いたします。

「農業・農村のいろんな機能により、『豊かで活力と交流に満ちたやまがた』が一段と前に進むために」。以下、3点についてお願いいたします。

1、主要施策（1）農業・農村の多様な担い手の育成・確保では、成果指標（ベンチマーク）の確認をいたします。

今、認定農業者は何人になったか。新規就農者、近年の各年度の実績は。農業の法人化及び新規参入企業などはどのぐらいになりましたか。昨年9月の一般質問において「経営面積の今後の見込みは、経営面積の確保はどのように考えているか」の質問に対して、「関係者で農地の現状について話合いの場を設けていく予定」という回答がありましたが、どうなったか。

2、主要施策（3）環境と調和した農業の促進では、地域の気象条件や立地条件を最大限に生かした環境に負荷を与えない高付加価値農業を促進とあるが、これをもっと具体的な内容にならないか。

今年策定された「ずく出して 守る環境 おらが村」で始まる第4次山形村環境基本計画では「基幹産業『農』の姿の中に、村の美しい景観を形成する大切な要素の一つでもあります」とありますが、農業者がずくを出して取り組むことをどのように浸透し、意識して行動に結びつけるか、具体的な取組をどうするか。

3、主要施策（5）農地の保全と農業生産基盤の充実では、①の中の農業の持つ多面的機能の保全・資質向上は、山形村多面的機能支払交付金交付要綱により、現在2

つの団体が機能していますが、この共同活動と環境活動を一段と進め、村づくりに結びつけられるような指導をしたらどうか。

農業・農村の多面的機能とは「国土の保全、水の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面的機能」のことを言います。

ちょっと具体的に、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育みます。また、美しい農村の景観は私たちの心を和ませてくれるなど、大きな役割を果たしております。その恵みは山形村においては大きなものであり、お金で買うことができないものであります。農業・農村の持つ様々な恵みが山形村にとって大事な宝です。このことを住民が常日頃感じ、共感を持てるような取組を各部署関連した取組ができないか。

また、子どもへの意識づけ、保育園から学校教育へ、農業・農村の多面的機能の学びの輪をもう少し増やしたらどうか。

以上、お願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員のご質問にお答えいたします。「農業・農村のいろんな機能により、『豊かで活力と交流に満ちたやまがた』が一段と前に進むために」についてであります。

1番目のご質問の「ベンチマークの確認の数値」について申し上げます。まず、認定農業者数ですが、令和3年3月31日現在、67名であります。新規就農者の各年度の実績は、親元就農を含めて令和3年度が現在まで3名、令和2年度が4名、令和元年度が4名となっております。

ただし、いずれも補助金の申請や農地の相談等において、役場で把握している人数であります。まだほかにもいらっしゃるかもしれません。農家の法人化及び新規参入については、現在3組織となっております。

「関係者で農地の現状について話合いの場を設ける予定は」についてではありますが、まだ具体的にご案内できる段階ではありませんが、検討中であります。中でも遊休荒廃農地対策は、地域おこし協力隊にもその一端を担ってもらうことも考えており、様々な意味で有意義な話合いの場となればと考えております。

2番目のご質問の「主要施策（3）高付加価値農業を推進するとあるが、具体的な内容にならないか」についてであります。表記上の問題で分かりにくいと思いますので、第6次において表記する場合は、もっと分かりやすい内容に改めていけたらと思います。例えば「付加価値をつけて、より高価格で販売できるようにする」とか、「他地域との差別化を図る」といった意味合いにすれば、分かりやすくなるのではないかと思います。

また、第4次山形村環境基本計画にある「農業者がずくを出して取り組むこと」をどのように浸透させ、意識した行動に結びつけるのか。具体的な取組をどうするのか」についてであります。春先から年の暮れまで、1年を通じて多種多様な野菜や果樹を見ることができなのが本村の特徴であり、これが景観的にも「山形らしさ」を感じる要素の1つでもあります。先人がつくり上げてきた農業の姿を未来につなげていくため、また山形の農産物が全国的に信頼され、評価されるために大切なことは、環境配慮を誇れる農業であると感じております。

環境基本計画にも掲げた肥沃な耕作土壌の流出防止、農薬・農業資材の適正使用と適正処理を徹底することが極めて重要で、この点に関しては農業のプロフェッショナルである生産者の意識の問題でありますので、その「プロの誇り」と「責任」に大いに期待するところでありますし、繰り返し呼びかけていきたいところであります。

次に、3番目のご質問の「主要施策（5）農地の保全と農業生産基盤の充実、多面的の団体へもっと指導したらどうか」についてですが、多面的機能支払交付金の交付団体は、現在村内に2団体あります。地域で農地維持や資源向上活動を展開しており、それぞれが自主性を持って運営しています。議員のおっしゃる「山形村の宝」を維持継承していくには、先人の築いてきた歴史などを知ることが重要だと考えます。そんな観点から「啓発・普及活動」に力を入れたらどうかと思います。

例えば、農地に水をもたらしている中信平右岸幹線等の水利施設の見学や、村の農業の歴史を紙芝居やVTRで振り返るなど、興味深いのではないかと思います。こうした催しに子どもたちが参加すれば、地域を知るよい機会になるのではないかと思います。

さらに、子どもたちにもっと身近に感じてもらうために、学校給食を最大限、村内産の農作物を使ってもらい賞味するなど、「食」を通じての学びの場を持つことができたらよいのではないかと思います。

こういった広報啓発活動は、多面的機能支払交付金の活動項目としても位置づけら

れているので、今後、活動組織へ説明するなど指導していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。1番の（1）の農業・農村の多様な担い手の育成という中のベンチマークの確認でございますが、認定農家がなかなか増えていかないということで、増えていく具体策というものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。目標にはまだまだ遠い数値かと認識はしております。現在、67名というところで、先ほど答弁を村長からしましたが、正直この数字がそんなに変わっていない状況でありますので、何かしら農家の方には認定農業者になっていただく方策、方法、対策というものをこれから考えていかなければいけないかなとは感じております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ベンチマークについてお聞きしましたのは、後期基本計画の時点では、これを作るときには私も若干、審議会に参加させていただきましたが、ここではベンチマーク、最終年度90名ということでしたが、今年3月に作成した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、75名に落としているのだよね。

もうちょっと具体策を設けてやらないと、目標人数をどんどん落としていくことは、ただ行かなかったので修正しますでは、せっかく山形の農業・農村を守るためのものも無意味になってきますので、ぜひここで何かよそで認定農家を増やすような施策をやっているようなところはないかね。何かそういうことも参考にして、ぜひ農業認定者が中心になって、この村の農業を盛り立てられるような人の増員と、昔、認定農家の組織があったようなことを聞きましたが、今、組織がありますかどうか、お聞きします。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 「まち・ひと・しごと」とこちらの第5次の後期基本計画とのまず目標が違うというところにつきましては、認識はしております。

「まち・ひと・しごと」につきましては、その都度、目標を見直してきて柔軟に対応するというところで、いわゆる現実的なところで目標値を下げさせてもらっているということをお願いをしているところであります。

具体的に増やす対策ということで、今も提案していただきましたけれども、他市町

村で取り組んでいて成果を上げているところですか、そういった情報を少し仕入れて勉強したり、また、今、組織というお話もありましたが、組織立てをしているという認識は今ないものですから、過去にそういったことをやっていたのかどうかも含めて勉強させていただいて、今後の参考とさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） この認定農家は国の施策で始まった話ですが、昨年4月から認定農業者の認定については、市町村が行うようになりましたね。結構いろいろな認定とか認可とか、国県の段階は市町村に移ってきていますので、ぜひ村でもそういうものについては積極的に取組をしていただきたいと思います。

4、5年前になります、農業委員会だって今、村長の任命ですよ。そんなことで農業関係は、多面的の関係もそうですが、特に市町村に移されております。そんなことで、ぜひ積極的な取組をしていただきたいわけですが、お願いします。

認定農業者については、農業委員会関係、いろいろな組織の中に組み入れられていますが、ぜひそういう人を多くやれば、農業というのが発展すると思いますので、ぜひそんなことで認識を新たにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、昨年、経営面積の確保の話合いの場ということで質問させていただきましたが、これについてはなるべく早めに取り組んでいただきたいのと、今、山形村の人・農地プラン検討委員会の設置要綱というのがあって、その委員会について、今どうなっているのか。たしか、平成25年1月25日に組織立てされていると思いますが、今現在、どういう段階になっているか、お願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 人・農地プランについてのご質問ですが、平成25年組織が立ち上がって以来、正直、しっかり進展していないところが現状であります。こちらにつきましても、進めて行かなければいけない事項でございますので、5年、10年先の農業がどうなっていくのか、どんな土地が余って行って、誰が耕していくのかというところがこの計画かと思っておりますので、先ほど村長答弁にもありましたが、地域おこし協力隊の力を借りながら、また関係各団体さんの力を借りながら、この辺の人・農地プランにつきましても少しずつ進めていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 令和2年はこの委員会は開催しましたか。本会議で出された決

算の説明書では委員会の報酬がありませんでしたが、どうなりましたか。

○議長（三澤一男君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 令和2年の当初では計画をしているということで、当初予算に計上させていただきましたが、コロナ禍ということで、これを言ってしまうと非常に言い訳がましいのですが、なかなか人が集まる機会を持てなかったという事情で開催をしなかったということになっています。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 分かりました。残念です。この人・農地プランについては、内容を見ると大分敷居は高いは高いです。しかしこれをやっていかないと、山形村の農業は残っていかないと思います。

昨年9月に質問しました経営面積の確保ということで、この話合いの場も、こういうプランで進めていくのが確実だと思っておりますので、ぜひ、この後にずくを出してというのをやりましたが、ずくを出して、ちょっと前へ進めてもらうようにぜひお願いします。

冒頭「山形村のあゆみ」の中には、この村は水がないということで、先人が水の確保を本当に苦勞してきております。上水道もそうですが、農業用水についても本当に明治のことを言うと黒川堰土地改良区ですね。最近では村長も理事になっている右岸土地改良区ですかね。今、土地改良区でも多面的機能を利用していますね。

そんなこともありまして、ぜひいろいろの面で、皆さん知識が豊富ですので、ぜひずくを出してお取組をよろしく願いいたします。

1はお願いしまして、2の高付加価値農業の促進ということで、これをもうちょっと具体的にしないかということをお願いしたのですが、これについては取組をされている内容が結構いろいろやられていますね。6次産業化がなかなかこれというものがないのですが、直売所とか加工所とか、いろいろ取組をされていますが、さっき言ったように、6次ではぜひ具体的な、できれば目標数値を、ベンチマークも示せるようなものになればということをお願いしたいと思います。

それについてはそういうお願いで、その後のさっきもありましたが「ずく出して」の山形村環境基本計画の中ですが、この中の優良農地の保全が16ページのこの章の結びの方に、「農業者がみんながずくを出して取り組むこと」ということで、ちょっと3つばかり読んでもいいかね。

トラクターのタイヤやローターに付着した土は道路に持ち出さない。持ち出した場

合は必ず圃場に戻すことを徹底しよう。

風食防止のための麦類の播種は、適期を逃さず実施しよう。

使用済みの農薬・農業資材は速やかに片付け、適切に処理しよう。

こういうふうにとまとめてくれてあります。川柳も多く出されたり、こういう内容についてどういうふうにも、こういう計画を立てても具体的に農業者なり地域の皆さんに浸透させていくという具体策が何かありましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 計画の中で、あえて申し上げたのは、これまで作られてきたいわゆる環境物の計画は、広い中に農業がぽつんとあるというスタイルだったものですから、今回は3年間の短い期間の計画ということもあって、山形村を代表する産業である農業を1つの章としてまとめようということでもってやらせていただきました。

ただその中でも、ポイントを絞って、朝からお話が出ていますが、まず山形の農業で大事なものは土だということ。その土を大事にするためには、風食も1つあるのですが、昨今、水路兼用道路が整備されたことで、ものすごい雨で土が流れてしまうということもあって、農業をやっている方はお気づきだと思いますが、道路に非常に土がたまっているのですよね。あれが全部三間沢に落ちることになると河床も上がるし、いろいろなところに影響が出てくる。結局は山形の土がみんなどこかに行ってしまうという話だと思います。そういったことも含めて、1つは土を大事にしようということ。

それから、環境面でのアプローチですので、当然、プラスチックごみや何かをなくそう、あるいは有毒な農薬の扱いについては注意しよう。そこに絞っているわけです。朝も出ましたけれども、そういったことは当然農家、生産者の基本的なことではあるのですが、それを個々に呼びかけてもなかなかうまく行かないということであれば、行政サイドの話になるかもしれませんが、先ほど来、議員もおっしゃるように、多面的機能でやるのは山形には2つ大きな団体があります。まさにそれは水、緑、環境を守るというネーミングの団体でもありますので、その皆さんと積極的に環境面ということに関してはディスカッションすべきかなとも思っています。

いずれにしても、これからの農業というか、これまでではなくてこれからの心配する話でありますので、その辺は臆することなく積極的に進むべきだろうと考えます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ぜひお願いします。新聞にはいろいろボランティアでサラダ街道をきれいにしようとか、各団体で行われています。私の認識がずれているかもしれませんが、昔はもうちょっと多かったような気がした。最近、環境整備をやっても、道路等については昔よりはごみが捨ててあるのが少なくなったと思います。畑回りも昔よりは少なくなったと思います。ただ、畑やそういうところでも罪悪感があるのか、見えないほうに捨てたりというのは結構あります。

そんなことも注意していただいて、さっき住民課長がおっしゃいましたように、いろいろな取組をしてもらいたいのですが、アピールの方法をもう少し多面的ばかりではなくて各組織、各部署でそれなりの取組をしてもらいたい。せっかく住民がいろいろな組織で、せっかくそういうところへ集まってきたら、そういうときにアピールしたらどうかと私はそう思っておりますが、この中で、各部署で何らかの取組ができないかというのはそういう意味ですので、どうですか。私はそんなふうに感じておりますが、誰か代表で、村長はどう思いますか。お願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 話がちょっとずれるかもしれませんが、今、計画をいろいろ取り上げてご質問をいただいているわけですが、長期の計画というものの考え方は総論で、具体性があるよりもむしろ総論のぼうっとしたもの、どうしてもそういうものになりがちでありますし、そういった面が長期計画の持っている1つの性格かなとは思っています。

そういった中でも、いろいろベンチマークを示してありますので、そういったベンチマークに従って、できる、できないというのは、ある程度神経を使っていかなければいけないし、できなかったとすればなぜかということに神経を使わなければならないと思います。

それと、今、環境の問題が出ましたけれども、行政として一番最近頭の痛いのは、混住化が進んでおりますので、農家の皆さんの感覚といったものと、非農家の皆さんの感覚というのは大きくずれがあると感じております。

非農家の皆さんは非農家の皆さんなりの権利であったり、快適な生活みたいなものを当然求めております。そういったところで、どういった折り合いをつけるかというのが山形村のこれからの大きな課題だと思いますし、多様化でありますし、いろいろなことを根気強く話し合ってください、お互いにどこまで理解できるかというところが問題になってくると思います。先ほどの農家の皆さんに対するいろいろな注文とい

うのですか、そういったものも、これからはもっと厳しくなるのだろうということも覚悟しておかなければいけないと思います。

ただ一方的に、それを「こうではないか」ということを言うのはちょっと酷な気がします。今まで農家はそういった環境の中で農業というものをやってこられたわけがありますので、時代が変わったから明日から変えろと言っても、なかなかそれはうまく行かないというのも現実だと思います。

言い訳みたいな話になりますが、本当に腹を割って本音でどこまで話ができるか。そういったこともこれから必要になってくると思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。混住化が進むということで、今、村長の答弁がございましたが、これはどこの社会でも逃げられない問題です。特に、大きい話をする、最近テレビを見ていたら、国際的にうんとその国は仲よくやっているよという内容でしたが、それは何かというと、特に外国というと、多民族、いろいろな人が入ってきて、いろいろな昔からの風習というものもだんだん変わってきているという中で、新旧が調和して、いかにどういう調和をしていくかということらしいです。

今、コミュニティの関係についても、常会に入る、入らないとか、連絡班にどうのこうのとありますが、私が社会人になってからの戸数に比べると倍以上になっております。人口も倍以上になっている。そういう社会の中で、今現在、こういう加入率とかいろいろ言いますが、ここの周りを見てもそんなにうんと見劣りした数字ではないと私は思っております。そんなことで、みんなで本当に理解し合い、お互いに新旧調和できた社会にということで、頑張っていきましょう。

次の3番目の関係ですが、多面的機能の関係で言いますが、この多面的機能も今までは県なり国の段階で来ているのですが、最近、平成27年ごろから、これも国県から降りてきた交付金が村で交付しなさいということで、交付要領ができております。

この中の冒頭は「地域の共同活動を支援し」、こんなことですので、この冒頭を本当は地域みんなが理解して活動できれば、この事業というのは成功なのですが、今現在、2つの団体ができたのは村全体の共同の部分の交付金も抜かして、農業者の活動だけでも結構ですよということになったので、この交付金が使えるようになったということで、私も役員をやった経験上そんなことで、先輩がそんなことで「おまえさん、役をやれよ」ということで4年ほど手伝わせてもらいましたが、ぜひそんなことで農業者以外でもこの共同活動に参加できるような形のものがないかどうか検討

してもらいたいと思います。今でいいわということではなくて、ぜひお願いします。

それと、多面的の関係で、研修会に行ったときに、パンフレットでこういうものを紹介してもらったのです。これは私のパソコンで出したものです。そのとき私、こういうものをもらってきたのですが、なくしてしまったのでパソコンで出したのです。これは農林水産省で出したものですが、こっちが一般用、こっちがお子様用というか子ども用。この中を見ますと、結構納得できるような内容なのです。せっかく国でも金を使って作っているものですので、ぜひこのようなものも活用し、一般の皆様にも子どもさんにもぜひこれを勉強してもらいたい。

口幅ったいというか、威張ったような言い方になるかもしれないが、学びの本当の基本は一言でいうと、生きる力を学ぶということだと思います。そうですね、教育長さん。

そんなことで、人間というものは生きる力がないと、ずっと生きていけないものなので、ぜひこういう資料がせっかくあるので使ってもらいたいのですよ。先ほどちょっと触れた黒川、また、水と緑と環境を守る関係、中信平右岸土地改良区でも多面的機能の事業を利用しているのですよ。ぜひこんなことも、それぞれの団体が頑張っているのですが、もう少し皆さんが連携し合って農業を守っていきませんか。そんなことで私は常日頃思っていますが、こんなふうに私は感じていますが、最後にこんな感じを村長としてはどんなふうに感じているかお聞きしまして、質問を終わりたいと思いますが、お願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご高説をいただいたとおりでと思います。先ほど来出ております、山形村も混住化が進んでおりますし、いろいろな考えの方が住んでいるわけがあります。今ちょうどオリンピックとパラリンピックが行われた年ではありますが、いろいろな違いといいますか、そういった違いを力にできるかどうかということだと思います。

今、議員ご指摘のいろいろな方面からの多目的な考え方というのですか、いろいろなアプローチの仕方というのは、まさにそういったところがヒントになっていると思いますし、そういった精神を大いにこれから村づくりにも役立てていかなければいけないと思います。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で25分まで休憩します。

休憩。

(午後 3時11分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 3時24分)

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（三澤一男君） 質問順位8番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項「松本地域公共交通計画について」を質問してください。

新居禎三議員。

(6番 新居禎三君 登壇)

○6番（新居禎三君） 議席番号6番、新居禎三です。質問事項「松本地域公共交通計画について」お尋ねします。

地方公共団体が交通事業者と連携して、既存の公共交通サービスを改善、充実して持続可能な地域公共交通網を実現するために、昨年、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方自治体に計画の策定が求められました。そこで、当村においては、従来の枠組みである松本市との連携に朝日村を加え、1市2村で新たに松本地域公共交通計画を策定するために計画案が先ほど公表され、パブリックコメントを求めました。そこでお伺いいたします。

1、松本市地域公共交通協議会山形部会と位置づけられた山形村内既存の公共交通を検討する、私あえてこういう名前をつけましたが、山形村地域公共交通会議の現状または予定をお伺いいたします。

2番目としまして、全体の新たな計画案では、利用しやすい運賃設定やキャッシュレス化が事業計画にあります。現在、村で実施しているアルピコ交通路線バス利用者に対して実施している運賃補助についての今後の方向性をお聞かせください。

3つ目としまして、計画案にあります新規事業として、朝日村を起点として山形村内を經由して波田地区へのバスの運行の計画がありますが、これに対する当村の関わり方をお伺いします。

4つ目としまして、村内小規模移送サービスに計画では位置づけられている村の福祉バスですが、広域連携の中でより多くの人に利用していただくために、道路運送法

にのっとった公共交通への転換はお考えですか。

以上、ご答弁よろしく願います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。「松本地域公共交通計画について」のご質問であります。

1 番目のご質問の「山形村地域公共交通会議の現状または予定をお伺いします」ということではありますが、村における公共交通に関する検討組織は平成27年10月から平成28年3月まで設置され、検討が行われました。意見書の提出をいただき、会は現在閉会といたしますか、解散しております。その後、令和元年度に庁内の関係職員による検討を行い、現在は検討委員会などの設置はございません。

今回策定される松本地域公共交通計画において、山形村、朝日村に部会の設置が明記されました。朝日村では今まで村で設置していた朝日村地域交通協議会のメンバーの見直しを行い、部会として位置づけると聞いております。当村でも、朝日村の部会のメンバー構成を参考にしながら、部会の設置に向け調整をしているところであります。

また、計画にあります新路線の設置や買い物バスの運行に伴う朝日村との協議の場として合同部会の設置も考えられますので、連絡を密に取りながら部会設置の時期も判断してまいりたいと思います。

2 番目の質問の「現在村で実施しているアルピコ交通路線バス利用者に対する運賃補助について、今後の方向性は」についてではありますが、村の公共交通の基軸である山形線への利用者補助につきましては、平成29年度より利用額の半額補助と増額いたしました。この利用者助成については、要綱により令和7年3月までと定めてあります。

松本市が計画している路線バスの公設民営化は現在検討中であるとのことで、具体的なお話は伺っておりませんが、現在のところ、先ほど申し上げました期限までは利用者補助を行い、路線維持に努めてまいりたいと思います。

3 番目の質問の「新規事業の朝日村起点で村内経由波田地区へのバス運行の計画について村の関わりは」についてですが、新路線を運行するには地域からの要望を部会で協議し、松本市地域交通協議会で議案として審議をし、了承を得ることが必要にな

ります。

今回の計画に掲載のある朝日村から山形村内を經由し波田駅周辺までの新路線については、朝日村・山形村それぞれの部会での協議なのか、または合同部会での協議なのかは今後、協議会の事務局である松本市とも相談の上決めていくことになると思います。いずれにしましても、村内を走る公共交通の新路線でありますので、村としても積極的な関わりを持ち、関係機関と協議調整して進めるものと考えております。

4番目の質問の「福祉バスの道路運送法による公共交通への転換」についてですが、改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では「最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の移送資源を総動員する取組を推進する必要がある」とされております。

一方、村内の交通弱者への支援として、福祉政策の位置づけで運行を始めた福祉バスは、現在、年間1万人程度の交通弱者の移送をしております。今年10月には2便制にして4年が経過いたします。現在のところは福祉政策による交通弱者のための福祉バスの運行を維持しようと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、それでは順を追って再質問したいと思います。

最初の山形部会ですが、現在調整中で、いずれ設置をするということですが、この全体の松本地域公共交通計画では、来年秋口からいわゆる上下分離方式を実施したいという意向が明記されております。そういう意味で、山形村内については、即という部分ではないかもしれませんが、早急に検討を始める必要があると思うのですが、具体的にいつ頃からその部会を設置される予定でしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 部会の設置時期ではありますが、事務局であります松本市に確認を取ったところ、来年度当初でも十分間に合うのではないかとこのスケジュール感はいただいております。

ただ、来年度当初でよいのか、それとも今年度中に補正予算をお願いして立ち上げたほうがいいのか、そこら辺はこれから判断をさせていただく形になるかと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） この計画案にも山形村の公共交通について、理事者や担当者に

ヒアリングした中で、公共交通において松本市へアクセスするのが重要である。これはもちろんそうですし、高齢者及び高校生の移動を確保する。鉄道につなぐ支線の確保維持が必要である、高校生の通学手段の確保が必要である。高齢者の移動について、先ほど小出議員の質問にもございましたが、既存の公共交通では幹線道路から離れた集落において不便さがある。山形線は地域幹線として維持される予定ですが、現状のダイヤだと午後の便が不便であるので課題もあるという課題点が列記されておりますが、そういう意味で、いろいろな課題は山積していると思うのです。

先ほど小出議員の質問のときに、村長答弁では福祉バスについては当面現状のままというご返答でしたが、高校生の通学手段等について以前からお聞きしていますが、もう一度、どのようにするのがベターなのか、お考えがあったらお聞かせ願います。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 今回計画を作るにあたって、アンケートを実施させていただいた中では、要望として多いのは広丘、梓川といったところになるかと思えます。梓川高校に向かう生徒さんですかね。

広丘線は今回、朝日村ともお仲間といいますか、同じ協議会の中に入られたものですから、もしいけなければ朝日村さんの広丘線に何とかアクセスする方法を別途考えるとか、そういったことも部会の中で検討していただければという内容になるかと思えますし、梓川高校の生徒さんについては、各年度鉢盛中学校から70名程度が通っていらっしゃるという数字もあるそうです。

要望としては、森口経由で学校までという経路があればという要望もありましたので、そこについては新路線ということでトライアルで走らせて、朝夕はそういった路線を確保するのですが、日中については朝日発、山際を走りながら、波田病院へという路線を今、描いているところであります。

こちらについても、本路線として確定的なものではなくて、これからどんなふうに運行するのが一番効率がいいのかというのは専門的な分析を入れた上で判断していくと聞いていますので、そこら辺を参考にしながらやりたいと思っていますけれども、現状考えているのはそんな程度でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、課長からお聞きしましたが、実際にそういう意味で当然、先ほどの村長答弁にもありましたが、朝日村とも調整する部分があるかと思うのです。そういう意味でもできるだけ早く山形部会は立ち上げたほうがいいと思うので

すが、その辺、再度見解をお伺いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 部会の取扱いについても、朝日村さんとも事前に連絡を取らせていただいて、朝日村は今まで独自路線を持っていたものですから、正式な協議会をお持ちでした。今後は部会ということになりますので、そのメンバーの中か
らいわゆる国交省ですとか警察ですとか、そういった必要と言われているところが省
けるといふか、除いても大丈夫な状況になるので、そういった状況で行っていくと。

例年ですと、6月と2月に会議をやっているようなのですが、今年はまだ予定が立
たないのだけれども、年明けにやるといった情報を聞いていますので、山形も必要が
あればそれに合わせてやるか、情報を得ながら、どんな方法で行っていくのかとい
ったこと、朝日の場合は利用者の実績報告といった協議事項があるのですが、山形に
ついてはいきなり「路線はいかがですかね」という話になってしまうのもハードルが
高いかなとは思っていますので、どんな取組をしながら、どんなふうに進めて行くの
か、松本市とも連携を取りながら、もちろん朝日村とも連携を取りながら進めさせて
いただければと思っています。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 山形は今まで検討会しかなかったわけですから、そういう意味
でも事前に山形村内の意見というか、ああしたい、こうしたいをまとめておく必要も
あると思いますので、できるだけ早い時期に部会を立ち上げていただければと思いま
す。

それでは2番目の部分ですが、要綱で令和7年まで補助は続ける予定であるという
ことです。恐らく村長任期ということなのでしょうが。今、この計画の中にも出てい
ますが、キャッシュレス化というのを県が推進しているわけですね。長野市内は2
社があるわけですが、共通のカードを発行しています。それで路線バスを利用できる
という形になっています。

そういう意味で、今は長野市内が先行しましたが、県が主導して、理想としては県
内どこの公共交通でも、JRはなかなか難しいと思いますが、利用できるものを考え
ているようであります。それが今、具体的にもうかなり実際に進んでいます。交通事
業者の機械を設置したりが当然必要ですから、それに対する補助等のあれもかなり煮
詰まってきていると聞いています。

その中で、現在、山形村の補助は定期券利用者と回数券利用者に半額補助を出して

いるわけですが、アルピコ交通の回数券は松本地区においては10枚分の運賃で13枚ついているわけです。プラスアルファが3枚分ついている。これを導入したときに私も多少関わっていました。13枚になって大分なるのですが、実は何年か前に、アルピコ交通になる前、まだ松本電鉄の時代に、陸運局に運賃値上げの申請を出そうとしたら、回数券でこんなに割引をしているのだから、値上げは許可できないということが過去にあったのです。

そういう意味で、アルピコ交通はこの回数券は山形の店で販売してもらうときにもひと悶着ありましたが、あまり売りにたくないとか、廃止の方向に持って行きたい。当然、キャッシュレス化になったら、回数券はなくなります。そうすると、キャッシュレスでそれをチャージするときにプレミアをどうつけるか、アルピコ交通も考えてはいるでしょうが、今みたいな形で、セブンイレブンでそれをチャージできるかという問題が出てくると思うのですね。定期券はアルピコ交通の窓口しか販売できないですから、できると思うのですが。その辺のことは当然考えていかないとけないと思うのですが、もしそのような状況になったときに、村としてはどのような対策を考えられますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 大変頭の痛い問題だとは思っています。今、議員のおっしゃるとおり、山形の場合は定期券、回数券についての助成ということでやらせていただいている、村内の取扱いはセブンイレブン1店。あとはアルピコの窓口ということでやらせていただいています。

今回の新しい公共交通に伴うキャッシュレス化の導入、それから公設民営化への松本市の舵切りといったものもいろいろあって、料金も遠くまで乗れば乗るほど割安感が出るような料金設定をしていくことも、まだ口頭なのですが、事務局である松本市さんはおっしゃっています。山形はかなり長距離になるものですから、割安感が出てくるものだと思いますし、そういった場合に今の半額補助も含めて、いろいろな方法、キャッシュレス化の導入ももちろん含めて、全ての面で見直しをかけないといけないかなと思っています。

何度か松本市さんにもそういった公設民営の関係の話をさせてもらいには伺ったのですが、正直なところ、まだちょっと見えていない。何をもちて公設民営なのか。例えばバスは事業者が持つのか、市というか協議会で持つのか。山形線の費用負担はどうするのか。そういったことについてもまだ協議の場がないといった状況なものです。

から、まだ先行きが見えていない状況なのですが、もちろんキャッシュレス化が導入されることであれば、そのときにしっかり検討はしなければいけないとは思っています。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 私自身もいろいろ考えましたが、なかなか難しいなと思います。聞いている話によると、バスの運賃、今、山形は松本ターミナルから上大池まで利用すると780円ですかね。これも私が関わっていた頃にあったのですが、旧四賀村、四賀線のバスが一番奥まで行くと1,000円近くかかった中で、松本市と合併したときに松本市がアルピコ交通に対して補助を出すからということで500円打ち切りという料金体系にしたのです。途中までの運賃は変わらずに、500円を超えた時点からそこから先はどこまで行っても500円です。ワンコインです。それで四賀線も利用客はかなり増えました。

今は四賀支所ですが、たしかあの時点であそこまで松本から行くと700円ぐらいだったのかな。だから旧四賀村内の人はほとんど、500円になることによって恩恵を受けた部分で、かなり利用者は増えました。恐らく今回の運賃体系についても、その辺の線が出てくるのかなと、若干私のルートで聞いた中ではそういう話が出ていると。

実際に今、松本市とアルピコ交通とコンサルティング会社が入って、この公共交通計画、案ではなくて具体的に運賃はどうする、路線ダイヤはどうする、路線もどうするとかはコンサルで今、検討されています。この秋、10月か11月にたたき台が出てくると私は聞いています。来年秋から実施という。これはある意味、臥雲市長の強い意向があるみたいですが、そういう方向性が出ているので、山形線も当然、運賃は値下げになってくるのかなと思います。

そういう中で、要綱に書いてあるから半額補助でいいのか。その辺もどうなのか。あらゆる検討が必要だと思います。なおかつ、この地域公共交通計画網には、上高地線の電車も入っています。上高地線の電車の運賃も具体的には書いてないですが、変わる可能性は当然あると思いますので、その辺の補助についても考えていかないかと思いますが、ぜひあらゆる面で情報をサーチしていただいて、利用者負担がかからないような形でお願いしたいと思います。

もう一点、補助で言えば、ほかの同僚議員もやっていますが、高齢化社会になってきて免許を返納した人達に対する補助とか、そういうものもこれからは考えていかないといけないと思うのですよね。その部分もぜひ検討課題に入れていただければと思

います。

次に、3つ目ですが、先ほど課長から答弁いただきましたが、今のところ具体的な検討内容にはなかなか入っていないということですが、山形村内の方が、その辺もこれからですが、現在、朝日村は朝日村から山形のビッグまでお買い物バスを出されていますね。あのバスは、朝日はもともと法定協議会があったから、いわゆる路線バスの位置づけで有償輸送ですよ。100円ですが、有償になっています。

次の4番にも関連しますが、山形の福祉バスは現行無料。だから、朝日から山形經由して波田まで行くバスは、当然運賃が発生すると思うのですが、その辺を山形村として福祉バスとの整合性をどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） まだそこまで協議といえますか、手元に資料というか案も持っていないのですが、議員のおっしゃるとおりでありまして、福祉バスについては無料ということで今、運行させていただいております。

これはあくまでも、先ほど来申し上げておりますとおり、福祉政策としてやらせていただいている部分になっておりまして、交通弱者の皆さんを村の中で輸送するといったサービスをさせていただいていると認識しています。

仮に朝日村発の新線が現実化した場合には、村長の意向もありまして、山際の方の集落の皆さんを拾えるように、いわゆる福祉バスが行き届かないようなところまで行かれるような形で何とか路線を組めないかと、首長インタビューのときにもそんな要望があったものですから、そんな路線は今、一応描いてはいます。当然、その新線につきましては、公共交通になるものですから、今と同じ料金体系で料金が発生してしまうというのも現実であります。

そこら辺の使い分け、整合性といったところはこれからしっかり詰めなければいけないと思っておりますが、今の段階では、公共交通は公共交通、福祉バスは福祉政策としての運送バスという解釈でいるのは事実であります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） そこで4つ目の福祉バスなのですが、これは以前から言っていますが、福祉政策は福祉政策でいいのですよ。当然、福祉バスですから。ただ、福祉バスだからといって現状でいいのですかということですか。

午前中、春日議員の質問にもありましたが、通学路で通学中の子どもたちにトラックが突っ込んで5人が死傷したとか、そういう事故があったわけですが、今、いわゆ

る営業ナンバーではない事業所のトラックにも、飲酒チェックや点呼をやるように法制化するような方向に行っております。

そういう意味で、以前にも私、申し上げましたが、山形の福祉バス、シルバーの方々がそんなにいい加減だとは言いませんが、もしも事故があったとき、特に私が心配するのはシルバーの方ですから、お年寄りが多いのですよね。お酒を飲んでなくても、急に心臓発作が起きたり、そういう可能性は若い人より多いわけですから、そういう意味でも公共交通にしたほうが道路運送法でいわゆる朝の健康チェック、アルコールチェック等があるわけですね。いわゆる公共交通になりますと。

そういうことをきちんとやった上での福祉バスの運行にしたほうが、もし何かあったときに、現行ではあくまで運転手としてシルバーから派遣いただいている形ですから、運行主体は山形村ですよね。当然、何かあったときに村長のところに全部責任が行くのですよ。公共交通になったから責任はないとは言いませんが、きちんと物事やって、その上で事故が起きると、朝の健康チェックもしない、飲酒検問もしない、そこで何かあったときにどうやって責任を取るのでしょうか。その辺、お考えがあればお聞きします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 新居議員、いろいろ思うところがあるということで伺ったのですが、今、健康チェックのことがお話に出たのですが、福祉バスについても昨年の途中からなのですが、健康チェックをやろうということで、シルバーの本所からの指示で始めております。

ですので、毎朝お二人の健康状況について、ご本人たちにチェックをいただいて、それからの運行ということで現在は行っているところであります。

アルコールのチェックについては、そういった機械まではないものですから、ご本人の申出ということではあるのですが、健康チェックについては今現在、行っているというところですよ。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） どういう形のチェックなのですか。チェック表でどなたかが対面で確認しているということですか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 項目数については控えてこなかったのですが、それぞれ自身でチェックをいただいて、私にそのチェック表をいただくということで行っ

ております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 道路運送法になってくると、昔は紙ベースだったのですが、今は全部データを残してパソコンベースになっています。そこまで公共交通、タクシーなんかもそうですが、厳しくなっているという部分で、当然アルコールを含めた中できちんとやっている中で安全を提供するという部分であります。

あともう一点、これは以前も言いましたが、ご存じの方もいると思いますが、県で公共交通の利用促進のために「信州ナビ」というアプリを出しています。例えば自分の行きたいところから、どこからどこまで行きたいとか、時間等を入れてみると、路線バス等公共交通が検索されて出てくるアプリです。今は一部実証実験で、そのアプリの中に松本市内の路線バス、アルピコ交通のバスは今どこを走っているかまで検索できるという機能も、今は実験ですからその後どうなったか確認していませんが、いずれはそれを県内全部にと県も考えているみたいです。

その「信州ナビ」ですが、入った時点で私、検索してみたのですが、松本から山形を通して朝日村を検索しましたが、その間は山形の福祉バスの乗り継ぎで行けるのですが、福祉バスはそこに出ないのですね。それで県へ問合せをしました。そうすると、県の交通政策課で言われたのは、山形の福祉バスは公共交通ではないと。いわゆる高齢者、障がい者等に限定されている部分があるので、これを広く一般の人に利用できるような形で県としては出せないという返答をいただきました。

その後どうなったか。当然、松本市の公共交通計画に山形の福祉バスの位置づけも、小規模移送サービスに入っているわけですから、今後、県がどのように考えを変えてくるのか分かりませんが、そういう意味でも公共交通にしていただけであればという部分と、これも前に一般質問で言いましたが、現在、福祉バスは保健福祉課、それ以外の公共交通は企画振興課。同じバスなのですよね。地域公共交通計画では福祉バスも当然この中に入っているわけですから、この辺は一本化できないものですか。お伺いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 福祉バスにつきましては、先ほどからも出ていますが、福祉政策上での対応ということですので、今は保健福祉課という分けでやっています。

ただし、今まで民間の路線バスが村内廃止になっていなかったという経過があるも

のですから、当然村内ほかに細かく回るということであれば、福祉バスということで対応してきていることもあるかと思えます。

ただ、これが公設民営化ということに変わっていくことであれば、当然、福祉バスも考えていかなければいけないと思えます。ですから、民間の路線バス会社さん、松本市の政策上の考え方によっては、山形村の福祉バスについても、公共交通として今後は取り扱っていかねばいけないのかなとは捉えています。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 福祉政策として、他市町村でも高齢者、障がい者等に通常の公共交通機関を無料で利用できるパスを結構発行したり、いろいろな形でも福祉政策としてできると思うのです。現状の。そういう意味で、より効率のよい、よく役場の皆さんが言われますが、費用対効果のよい形で公共交通網を利用者の利便性が上がるような形で今後この地域公共交通計画をより発展させていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 質問終了でよろしいですね。

以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で10分まで休憩します。

休憩。

（午後 4時 4分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 4時 9分）

◇ 百瀬 章 君

○議長（三澤一男君） 質問順位9番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項「ゼロカーボンへの取り組みは」について質問してください。

百瀬章議員。

（8番 百瀬 章君 登壇）

○8番（百瀬 章君） 議席番号8番、百瀬章でございます。今日は一日、長い間の会議ではございますが、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

それでは質問事項1「ゼロカーボンへの取り組みは」。

2020年に菅内閣総理大臣は所信表明演説で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

この時点で先進7か国の中でも宣言していなかったのは日本とアメリカだけであり、世界的に見ても既に120か国以上が宣言しており、産業革命前と現在を比べると平均気温はおよそ1度上がっていて、数十年に一度と言われる異常気象が頻繁に起こり、早急に取り組むべき課題となっています。

また、2030年度を目標として、世界中で取り組むSDGsの13番目に「気候変動に具体的対策をとる」とあり、それまでに国は温室効果ガスの46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦するとしています。

長野県においては、2019年（令和元年）12月に「気候非常事態宣言」をし、2021年6月に地球温暖化対策及び環境エネルギー政策を推進するための計画である「長野県ゼロカーボン戦略～2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定しています。

そこで、ゼロカーボンへの取組について質問いたします。

1番、第3次環境基本計画の検証とそれを受けて第4次環境基本計画（令和3年～5年度）で目指すゼロカーボンへの具体的な取組並びにその進捗状況は。

2番、令和5年度から山形村の第6次総合計画がスタートすると、令和6年度からの第5次山形村環境基本計画が次の段階のゼロカーボンに向けての具体的施策となります。どちらにしても県の「2030年度までのアクション」と整合性を持たせ、SDGsを実践していく必要があると思いますが、どう考えていますか。

3番、長野県が令和元年12月6日に気候非常事態宣言をしたのを受け、白馬村は令和2年2月23日にゼロカーボンシティ宣言をしています。令和3年3月18日時点で、松本市をはじめとする県内11市町村が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。この8月の国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、地球温暖化がこのままのペースで続くと、世界の平均気温は予想より10年早まり、2021年から2040年の間に産業革命前と比べ、1.5度上昇する可能性が非常に高いとしています。当村もゼロカーボンシティを表明する時期に至っていると思われませんが、どう考えていますか。

4番、山形村第4次環境基本計画には、長野県の第4次環境基本計画や県条例に基づくゼロカーボン施策とも有機的な連携・連動を図って、市町村の枠を超えた広域的

な環境保全事業に積極的に参加していくと表記されています。有機的な連携・連動とはどのようなものですか。また、松本市など近隣市村との具体的な連携・連動についての現状は。さらに、将来に向けての広域的な連携・連動については、どのようなことが計画されていますか。

以上、1番の質問といたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬章議員の質問にお答えをいたします。「ゼロカーボンへの取り組みは」のご質問であります。

最初に「第3次環境基本計画の検証と第4次計画で目指すゼロカーボンへの具体的な取組は」についてであります。

第3次計画の検証は村民アンケートや専門家による分析ではなく、庁内の各課でそれぞれの所管業務を担当する職員に取組状況や達成状況を聞き取る方法で行いました。

結論から申し上げますと、掲げた項目は全部で154個ありましたが、「十分な成果が得られなかった」あるいは「いろいろな事情から取り組むことができなかった」という評価が多く、残念な結果でありました。

洗い出した課題に対して、様々な施策を掲げましたが、関わる職員の体制や予算の見込みなど、実行に向けた重要な部分の準備が非常に難しく、結果的に取組が漠然としたものになってしまったことが反省点であります。

第4次計画は、現在策定中の第6次総合計画のスタート年度を見据え、3年間の短期計画といたしました。山形村の現状から課題を絞って、日々の暮らしの中で環境保全に対する意識の高揚にアプローチする内容です。村民の皆さんに強く呼びかけることは、ゼロカーボンよりもむしろ、毎日のごみの減量や資源化、河川や農地の環境美化など、目に見える身近なものに根気よく取り組むことであります。

なお、本計画では、村の行政業務における地球温暖化対策について、公共施設で消費されるエネルギー量を毎年調査して、CO₂削減を目指すことも大きな目標にしております。

次に「令和5年度からの第6次総合計画と令和6年度からの第5次環境基本計画において、県のアクションと整合性を取った上でSDGsを実践していく必要があると思うがどうか」との質問であります。環境分野に限らず、SDGsは世界が目指す

達成目標でありますので、村づくりの方向を示す次期総合計画におきましても重要なキーワードになると思います。その総合計画を上位計画とする次の環境基本計画には、県のゼロカーボン戦略の内容を大いに反映させ、村もまた1歩も2歩も踏み込んだゼロカーボンへの取組に進展させることが重要であると認識しております。

次に、3つ目の「山形村もゼロカーボンシティを表明する時期に至っていると思われるがどうか」についてであります。一昨年(2021年)の12月に長野県は全国に先駆けて「気候非常事態宣言」を表明し、県内の幾つかの自治体も同様の宣言をして環境問題に取り組んでおります。

77市町村を包括する長野県が強いメッセージを込めて発した宣言でありますので、山形村もこれに賛同させていただく旨をお伝えしました。その経過からも、村独自の宣言の発出時期を論ずるよりも、77自治体の1つとして協力していくことが重要であると考えます。

次に「県の環境基本計画やゼロカーボン施策との有機的な連携・連動を図るとあるがどういうことか。また、松本市など近隣市村との具体的な連携の現状は。将来に向けての広域的な連携・連動についてどのような計画があるか」とのご質問であります。県との関係においては、一言で言えば、理念の共有のみにとどまらず、県庁でも振興局でも、村の職員は積極的に足を運び、情報交換をして、様々な活動につなげていきたいということでもあります。

策定した計画の中身が1つでも多く実を結ぶように、村の取組への協力をお願いし、あるいはアドバイスをいただき、県の制度や国の財政支援の利活用を研究することが、小さな自治体にとっては大事なことであると思います。

それから周辺自治体との連携について申し上げますと、地球環境や自然環境の課題は、1つの自治体だけで解決できるものではありません。幸い、この松本平は一部事務組合による広域行政が幾つも展開され、いざというときの協力はしやすい状況にあります。

また、鉢盛中学校は松本、朝日、山形の3つの市村の子どもたちがともに学んでおります。まだ具体的な形は見えておりませんが、彼ら彼女らの行政の枠を超えた環境保全活動が、教育の基本理念でもある「郷土を愛し、郷土に生きる児童生徒の育成」につながることを期待するところであります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬章君） ありがとうございます。では、具体的なものについて少しお伺

いしたいと思います。

スカイランドきよみずは大規模なエアコンの入れ替えをしたわけですが、昨今、非常に省エネタイプのものが出ております。これを勘案しての入れ替えだったのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 環境にふさわしいものは入れたと思っておりますが、具体的にはその資料が手元にありませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 具体的な資料は結構です。検討の中に入っていたかどうかを伺いました。

それからまた、今年度の予算の中に、公用車の購入に対してハイブリッド車を買う予定であるということではありますが、具体的な車種名は必要ないとしても、絞り込みはできたのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） ハイブリッド車なのですが、軽自動車を買う予定にはしてありますが、まだ検討の途中であります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 常にこのゼロカーボンへの取組を念頭に置いて、そういった購入物、それから施設の整備ということを考えていただきたいと思い、具体的なものを挙げてお聞きしました。

例えば、行く行くは、今すぐにはできないとしても、プラグインハイブリッド、あるいは電気自動車、こういったものを公用車として導入し、その充電スタンド、これは公用車専用のもとの公的な設置となる庁舎の駐車場等へ設置する。このような将来計画はありますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 具体的な計画は今、持ってはおりません。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ゼロカーボンを民間主体でやるのは企業だけでありまして、家庭から集まって、ではこうしましょうというのはなかなか難しいです。そういうところで、村でシンボリックなもの、形に見えるもの、それを導入していただいて、こういうことをやって村としても長野県の2030年度までに46%減らす、これに賛同

しているわけですから、こういう形でやっていきますという取組を村民に示す必要があると思うのですが、そういうことは考えていませんか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ゼロカーボンへの取組の話でございますが、最後は何が問題かと言えば予算であります。それぞれ自治体はみんなそうだと思うのですが、これを国が本気でやるのだったら、何十兆用意できるか、それにかかっていると思います。

先ほどの答弁で申し上げましたが、村といたしましては、国県の動向を見極め、有利な財源があるかどうか、そのことを注視しながらこの問題を進める。財源上、山形村は残念ながら独自でゼロカーボンを目指してできるという状態ではないというのが現状だと理解しています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 財源の話であります。国は脱炭素施策支援に2022年度から新しいタイプの交付金を計画しております。ご存じだと思いますが、これはゼロカーボンへ向けての先進地域への複数年にわたり優先配分とするとしています。まだ予算規模の大枠は決まっていないようですが、こういったものを取り入れればできないわけではないので、なぜ検討が遅れるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） ある程度具体的に要件等が分かってくれば、それに対応できるかと思うのですが、今の段階ではなかなか難しいかなというところであります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 国や県の動向をつかみ、いち早く、検討するにはコストはかからないわけですから、検討を先んじてしていただきたいと思います。

例えば長野県は太陽光発電のパネルを各地域振興局が募って、皆さんの必要量を言ってくださいと、まとめて買えば安くなりますよというアピールもしています。

それから、県知事は、これから長野県の民家の屋根に全てソーラーパネルを載せたいと。そのための太陽光ヘルプデスクをウェブ上に作っております。こういったことに対して、県は県の所有する施設に太陽光パネルを載せてもいいですよという民間との契約をして、その設置料、いわゆるテナント料というのですか、置いた代金を取っています。

例えば、この庁舎、それからトレセン、いちいの里、大きな屋根があるわけですが、そういったことは考えていますか。耐震補強が済んでいる屋根には載せてもいいです

よという県の基準のようです。どうお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） この環境基本計画の中でも触れておりますが、昨年実施したCO₂削減のポテンシャル診断という国庫事業があります。そこで役場とトレセンといちいの里について、CO₂を削減していくための可能性とといいますか、どういった手があるだろうということを診断していただいて、具体的な数値も示していただいた上で、現在、効率的でない部分ですとか、そういった部分のエネルギーの使用について検討した経過がございます。

それを受けて、先ほどちょっと空調の話もありましたが、これまで公共施設というのは壊れるまで使うとか、壊れなければ替えないという体質がありましたが、今のそういった機器というのは、そうではなくて、適期に交換するということが大事で、効率を維持していくにはそれしかないというアドバイスもいただいております。

その中で、これからは使用するエネルギー、電力はやはり自給の時代だという指摘もありました。当然、山形村としては、まだ公共施設は保育園に小さいのが載っているだけなのですが、先ほど申し上げたように、公共施設の屋根というのは今、むだにと言っては変ですが、あるだけなので、これを使わない手はないというのが大方の見方だと思います。

山形村についても、その診断結果を受けて、現在、公にといいますか、事業化してではないですが、役場はじめ幾つかの公共施設について、面積など、勾配もそうですし、太陽光に対する角度もそうですが、そういったことも含めて何枚設置することが可能かといったことは下調べといいますか調査している状況です。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 売電という立場からすると、非常に今、業務用の電力などは安くなってしまうわけですが、役場がいわゆるイニシャルコスト、先行投資をせずとも民間に貸し付けるのと同時に、必要なときにはその電力を使わせてもらうということで、あとはこれに燃料電池、あるいは蓄電池が加われば、これに越したことはないのですが、避難所機能としての電源が喪失したときの電力源になるわけですから、その辺はぜひ貸し付けられるのであれば貸し付ける業者を探していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） この件に関していろいろと専門の業者の方からお話を聞いて

たりする中で、ここ何年かでスタイルが変わってきているというのがありまして、我々が一般的に思うのは、自分のところの予算でちゃんとつけて、自分で使うというのがこれまで一般的でしたし、最近ずっと見られたのは屋根貸しという、公共施設の屋根を民間業者、事業者さんに貸して、その貸し料を収入とするような形。

それに加えて、最近では、一般の事業者さんが公共施設の屋根に自分のところの経費で施設を設置して、そこで作った電気を公共が買うと。これが第三者モデルという言い方をするようですが、これは現在支払っている電気料との相関関係みたいなものもポイントになってくると思うのですが、であれば、インシヤルコストに関してはほとんどかからないと。ランニングコストも業者が持って行くというような、一般的にはそういうシステムらしいですが、そういうことらしいです。

現在では3通りぐらいのことが考えられるということなものですから、山形の場合には、施設の新しい、古いはいろいろあるのですが、設置可能な屋根がちゃんとあることがしっかり確認できれば、先ほど財源の話も出ましたが、防災拠点という位置づけ、それぞれの公共施設が何らかの形で避難所なり本部拠点なりになっていますので、そういった部分で財源を持ってくることはできるかなと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） どうしても村が率先して、何か形あるものが出てこないとなかなか民間あるいは住民はついてきにくいものであると思います。ついてきていただかなければ、2030年度までに46%は削減できる目標ではありません。

続きまして、2番の総合計画に対してですが、松本市長は松本市の第11次基本計画案でゼロカーボンとデジタルトランスフォーメーションを重点施策に位置づけています。特にゼロカーボンに対しては、2030年に、2013年に対して国の目標46%を超える51%の野心的目標を掲げています。

現時点で第6次山形村総合計画に対して村長はゼロカーボンを重点的施策と考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ゼロカーボンに限った議論ではありますが、これはSDGs全体的話になると思いますので、その中の1つであると思います。ゼロカーボンに特化してそれだけをやるという、優先してやるということは特には考えていません。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 非常に平均的になってしまうと、全てが埋没してしまうように

感じます。何か実際にやることは平均化されていても、シンボリックなタイトルといったものがほしいのではないかなと私は考えます。

宣言はされない、表明しないということでありましたが、ゼロカーボンシティを宣言している村の中には、もちろん白馬村、小谷村がありますが、南箕輪村も入っております。先ほど来、移住、人口増に関する質問がございましたが、移住される方々はこういった環境面に関しても無視はしていない、あるいは優先している村であるというイメージ的な部分も考慮していると思うのですが、その点についてどうしても宣言、表明はしないのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 繰返しになりますが、ゼロカーボンを宣言するつもりはございません。松本市の場合で、事情として考えられますのは観光です。観光面で乗鞍をいかに売るかというところで環境というものをメインに据えておりますので、松本市は施策としてゼロカーボンを掲げていると認識しております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 令和2年の第1回定例会において、大池議員の気候非常事態宣言を出したらどうかという質問に対して、村長は村民の意識が高まってこなければ出しても有効性がないと考えているという答弁がありました。

何に対してでもありますが、始めるきっかけはリーダーが言い出してのトップダウン、あるいは先ほど来、複数の議員から出ておりますが、村民の要望が強まってのボトムアップ、両方必要だと思いますが、どうしても住民意見として、山形村は周辺市村に比べてどうも目立たない、何かやっているとは思いますが何をやっているだいというような風潮もございます。宣言したからどうだということではないのですが、もう少し村をアピールする。こういうことを考えてみたらどうですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これは二元代表制の話でありますので、村長が提案権を持っているだけではありません。議会の皆さんも持っているわけです。ですので、ぜひ議案提案でゼロカーボンを提案してもらえばありがたいと思います。その場合には、私も協力させていただきます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。全体的に私も含め、このゼロカーボンに対する意識は、菅総理が言ったから一気にここへ来て高まったと思われれます。このゼロカーボン

に対して、庁内で勉強会とか検討会とか、そういったものを開いたことはありますか。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） まだ職員挙げてということではありませんが、この環境基本計画を作るにあたってもそうですが、特にエネルギー面に関しては、公共施設の温暖化対策という部分が計画に内書きされていますので、それを作成する中でも、施設に関しては、あるいはポテンシャル診断もそうですが、各施設の課長ですとか担当者も含めて、大分専門のスタッフから話を聞かせていただいたことはありました。

それから、毎月毎月の電気料ですとかガソリン代ですとか、いろいろなものを今、毎月チェックをしており、これをCO₂に換算してどれぐらいの動きがあるかということこれから毎年確認していくという作業をしているところであります。そういったことを通してであります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） テレビコマーシャルでご存じだと思いますが、大手自動車メーカーの社長は、ゼロカーボンとは言っていません、カーボンニュートラルと言っていますが、ほぼ同じ意味合いでございます。ゼロカーボンを達成するには、共感が必要と言っています。共感をするには皆さんとこの問題を共有し、方向性を同じにしなければいけないと思いますので、ぜひ機会がありましたら勉強会、あるいは検討会、こういったもの、他市村でももう始まっているようであります。これを検討していただきたいと思います。

それから、4番についてですが、この7月に新聞紙上で対談した三市、安曇野市、松本市、塩尻市の中信市長サミット2021というのがありました。主催は新聞メディアでありましたが、輝く未来に向けて三市結束とあり、脱炭素社会への変革についても話し合われました。その大きな完成している1つが、F・POWER塩尻ですね。木材はもともとが炭素を吸収しているので、燃やしても炭素排出にもならないということがありました。村長はこの三市のサミットの特に環境対策について、官民挙げて取り組むという内容でしたが、どのように受け取りましたか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 三市につきましては、塩尻市では自動運転での実証実験が始まっていますし、また安曇野市はサイクルロードの整備という目玉がございます。先ほど申しあげました松本市は乗鞍高原の地盤沈下を救うための環境に取り組んだ観光地のそれぞれ、そういった大きな目標にゼロカーボンを結びつけている、そのように認

識しています。

山形村は、もっと身近な問題をやるべきだと思います。先ほどの話にございますが、一番の山形村の環境問題と言えば風食だと思います。あの風食はPM2.5よりまだ細かい粒子だと言われておりますので、この山形村の皆さんの健康にも当然問題がある。そういった身近な問題に山形村独特というか、山形村の最も切実な環境問題に取り組むことが大事だと思います。

これにはもちろん、利害関係があるものですから、お金と利害関係の調整が大事だと思います。お金については、先ほど申し上げましたけれども、国、県の補助事業のいいものがないか、それにアンテナを高くしているしかしょうがないと、待ちの姿勢であります。そういったことだと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 分かりました。ただ、今の状態で何もしないで放っておくと、風食が倍も3倍も土ぼこりが飛ぶようになり、あるいはこのお盆の長雨、集中豪雨によって土が流される。こういうこともありますので、当然、村長としては短期、中期、長期の施策を考えておられると思いますが、長期の施策の中にゼロカーボン、どちらにしてもこれは2050年までには世界中で達成しなければいけないことであります。これを頭の片隅に入れたいと思います。

世界に目を転じますと、つい先だって、イタリアのシチリア島では最高気温が48.8度になったと。これはいつ日本にそういうところが出てきてもおかしくはない。あるいは、昨日おとといの集中豪雨ですか、茅野方面が相当やられたと。その前のお盆の集中豪雨では、岡谷の方で土砂崩れがあった。これが一步、線状降水帯が西山にかかれば、山形もそうならないとは限らない。その辺を踏まえて、今後、施策の根底に置いていただきたいと思い、それを希望して、この質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 質問終了でよろしいですね。

以上で、百瀬章議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時47分）